

《風水害等災害対策計画》

(令和6年度修正)

目 次

(風水害等災害対策計画)

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第1編 総 則 | 1 |
| 第1章 計画の目的等 | 1 |
| 第1節 高浜市地域防災計画の目的 | 1 |
| 第2節 風水害等災害対策計画の性格等 | 1 |
| 第3節 地理的条件と災害の想定 | 1 |
| 第4節 計画の作成又は修正 | 2 |
| 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 | 2 |
| 第1節 防災の基本理念 | 2 |
| 第2節 重点を置くべき事項 | 3 |
| 第3章 各機関及び住民等の責務 | 4 |
| 第1節 責務 | 4 |
| 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 | 4 |
| 第2編 災害予防段階 | 12 |
| 第1章 防災協働社会の形成推進 | 12 |
| 第1節 防災協働社会の形成推進 | 12 |
| 第2節 自主防災組織、ボランティアとの連携 | 13 |
| 第3節 企業防災の促進 | 15 |
| 第2章 土砂災害等予防対策 | 16 |
| 第1節 方針 | 16 |
| 第2節 土砂災害等予防対策の内容 | 16 |
| 第3節 土砂災害警戒区域等に関する警戒・避難体制の整備 | 17 |
| 第3章 水害予防対策 | 18 |
| 第1節 河川防災対策 | 18 |
| 第2節 雨水出水対策 | 19 |
| 第3節 浸水想定区域における対策 | 19 |
| 第4節 農地防災対策 | 21 |
| 第4章 事故・火災等予防対策 | 21 |
| 第1節 基本方針 | 22 |
| 第2節 道路災害対策 | 22 |
| 第3節 鉄道災害対策 | 22 |
| 第4節 海上災害対策 | 22 |
| 第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 | 23 |
| 第6節 高圧ガス保安対策 | 24 |
| 第7節 火薬類保安対策 | 24 |
| 第5章 道路、建築物等の安全化 | 25 |
| 第1節 交通施設の防災対策 | 25 |

| | | |
|-------------|-----------------------------------|-----------|
| 第2節 | ライフライン関係施設の防災対策 | 25 |
| 第3節 | 文化財保護対策 | 28 |
| 第4節 | 防災建造物の整備等 | 29 |
| 第6章 | 都市の防災性の向上 | 30 |
| 第1節 | 都市計画 | 30 |
| 第2節 | 防災上重要な都市施設の整備等 | 30 |
| 第3節 | 都市排水対策 | 31 |
| 第7章 | 災害応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 | 31 |
| 第1節 | 防災施設等の整備 | 31 |
| 第2節 | 情報の収集・連絡体制等の整備等 | 32 |
| 第3節 | 業務継続性の確保 | 32 |
| 第4節 | 応急活動のためのマニュアルの作成等 | 32 |
| 第5節 | 人材の育成等 | 33 |
| 第6節 | 物資の備蓄、調達供給体制の確保 | 33 |
| 第7節 | 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 | 33 |
| 第8節 | 災害廃棄物処理に係る事前対策 | 33 |
| 第9節 | 罹災証明書の発行体制の整備 | 34 |
| 第10節 | 防災拠点施設の屋上の番号表示 | 34 |
| 第11節 | 防災関係機関相互の連携 | 34 |
| 第8章 | 避難行動に関する備え及び周知 | 34 |
| 第1節 | 緊急避難場所及び避難路の指定等 | 34 |
| 第2節 | 気象警報や避難情報の伝達体制の整備 | 35 |
| 第3節 | 避難情報の判断・伝達マニュアルの充実 | 35 |
| 第4節 | 避難誘導等に係る計画の策定 | 37 |
| 第5節 | 避難に関する意識啓発 | 37 |
| 第9章 | 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 | 38 |
| 第1節 | 避難所の指定・整備 | 39 |
| 第2節 | 要配慮者支援対策 | 41 |
| 第3節 | 帰宅困難者対策 | 45 |
| 第10章 | 広域応援・受援体制の整備 | 45 |
| 第1節 | 相互応援協定の締結等 | 45 |
| 第2節 | 受援体制の整備等 | 46 |
| 第3節 | 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 | 46 |
| 第4節 | 防災活動拠点の確保等 | 46 |
| 第11章 | 防災訓練及び防災意識向上策 | 47 |
| 第1節 | 防災訓練 | 47 |
| 第2節 | 防災のための意識啓発・広報 | 48 |
| 第3節 | 防災のための教育 | 49 |
| 第12章 | 防災に関する調査研究の推進 | 50 |
| 第13章 | 放射性物質災害及び原子力災害の予防対策 | 51 |

| | | |
|------------|-----------------------|-----------|
| 第3編 | 災害応急対策段階 | 52 |
| 第1章 | 活動体制（組織の動員配備） | 52 |
| 第1節 | 高浜市災害対策本部 | 52 |
| 第2節 | 動員計画 | 53 |
| 第3節 | 防災関係機関における体制 | 54 |
| 第2章 | 通信手段の確保・運用 | 54 |
| 第1節 | 基本方針 | 54 |
| 第2節 | 通信手段の確保及び運用 | 54 |
| 第3章 | 避難にかかわる諸活動 | 56 |
| 第1節 | 各種の警報等の伝達 | 56 |
| 第2節 | 避難情報 | 59 |
| 第3節 | 避難の方法 | 63 |
| 第4節 | 広域避難 | 64 |
| 第4章 | 被害情報等の収集・伝達・広報 | 64 |
| 第1節 | 基本方針 | 64 |
| 第2節 | 被害状況等の収集・伝達 | 65 |
| 第3節 | 広報 | 67 |
| 第4節 | 災害救助法の適用 | 68 |
| 第5章 | 救出・救助 | 69 |
| 第1節 | 救出・救助活動 | 69 |
| 第2節 | 海上における避難救出活動 | 70 |
| 第3節 | 航空機の活用 | 71 |
| 第6章 | 応援協力・災害派遣の要請 | 73 |
| 第1節 | 基本方針 | 73 |
| 第2節 | 応援の要求・要請及び協力 | 73 |
| 第3節 | 応援部隊等による広域応援等 | 74 |
| 第4節 | 自衛隊の災害派遣 | 76 |
| 第5節 | ボランティアの受け入れ | 78 |
| 第6節 | 応急対策活動の補充措置 | 79 |
| 第7節 | 防災活動拠点の確保等 | 79 |
| 第7章 | 医療救護・防疫・保健衛生対策 | 80 |
| 第1節 | 医療救護 | 80 |
| 第2節 | 防疫・保健衛生 | 83 |
| 第8章 | 交通の確保・緊急輸送対策 | 86 |
| 第1節 | 基本方針 | 86 |
| 第2節 | 道路交通規制等 | 86 |
| 第3節 | 道路施設対策 | 89 |
| 第4節 | 鉄道施設対策 | 91 |
| 第5節 | 緊急輸送手段の確保 | 92 |
| 第9章 | 水害防除 | 94 |

| | | |
|-------------|-------------------------------|------------|
| 第1節 | 水防 | 94 |
| 第2節 | 防災営農 | 96 |
| 第3節 | 流木の防止 | 97 |
| 第10章 | 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 | 98 |
| 第1節 | 指定避難所の開設・運営 | 98 |
| 第2節 | 要配慮者支援 | 100 |
| 第3節 | 帰宅困難者対策 | 101 |
| 第11章 | 水・食品・生活必需品等の供給 | 102 |
| 第1節 | 給水 | 102 |
| 第2節 | 食品の供給 | 102 |
| 第3節 | 生活必需品の供給 | 104 |
| 第12章 | 環境汚染防止、災害廃棄物処理及び地域安全対策 | 105 |
| 第1節 | 環境汚染防止対策 | 105 |
| 第2節 | 災害廃棄物の処理 | 105 |
| 第3節 | 地域安全対策 | 106 |
| 第13章 | 遺体の取扱い | 107 |
| 第1節 | 遺体の搜索 | 107 |
| 第2節 | 遺体の処理 | 108 |
| 第3節 | 遺体の埋火葬 | 109 |
| 第14章 | ライフライン施設等の応急対策 | 109 |
| 第1節 | 電力施設対策 | 110 |
| 第2節 | ガス施設対策 | 111 |
| 第3節 | 上水道施設対策 | 112 |
| 第4節 | 下水道施設対策 | 112 |
| 第5節 | 通信施設の応急措置 | 113 |
| 第6節 | 郵便業務の応急措置 | 114 |
| 第7節 | ライフライン施設の応急復旧 | 114 |
| 第15章 | 海上災害対策 | 114 |
| 第16章 | 航空災害対策 | 118 |
| 第17章 | 鉄道災害対策 | 119 |
| 第18章 | 道路災害対策 | 121 |
| 第19章 | 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 | 124 |
| 第1節 | 危険物等施設 | 124 |
| 第2節 | 危険物等積載車両 | 125 |
| 第3節 | 危険物等積載船舶 | 125 |
| 第20章 | 高圧ガス災害対策 | 126 |
| 第1節 | 高圧ガス施設 | 126 |
| 第2節 | 高圧ガス積載車両 | 126 |
| 第21章 | 火薬類災害対策 | 127 |
| 第1節 | 火薬類関係施設 | 127 |

| | | |
|-------------|------------------------------|------------|
| 第2節 | 火薬類積載車両 | 128 |
| 第22章 | 大規模な火事災害対策 | 128 |
| 第23章 | 住宅対策 | 130 |
| 第1節 | 被災宅地の応急危険度判定 | 130 |
| 第2節 | 被災住宅等の調査 | 131 |
| 第3節 | 公共賃貸住宅等への一時入居 | 131 |
| 第4節 | 応急仮設住宅の設置及び管理運営 | 131 |
| 第5節 | 住宅の応急修理 | 133 |
| 第6節 | 障害物の除去 | 134 |
| 第7節 | 空家等に対する安全確保のための必要最小限の措置 | 135 |
| 第24章 | 学校における対策 | 135 |
| 第1節 | 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 | 135 |
| 第2節 | 教育施設・教職員等の確保及び応急な教育の実施 | 136 |
| 第3節 | 教科書・学用品等の給与 | 136 |
| 第25章 | 事業所等における放射性物質災害への応急対策 | 137 |
| 第1節 | 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 | 138 |
| 第2節 | 放射線障害の発生又は拡大防止措置 | 138 |
| 第3節 | 警戒区域の設定及び住民等の立入制限、避難誘導等の措置 | 138 |
| 第4節 | 消防活動（消火・救助・救急） | 138 |
| 第5節 | 広報活動 | 138 |
| 第6節 | 医療関係活動 | 138 |
| 第26章 | 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 | 139 |
| 第1節 | 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 | 139 |
| 第2節 | 放射線の測定、汚染の防止等 | 139 |
| 第3節 | 原子力災害合同対策協議会への出席 | 139 |
| 第4節 | 住民等に対する屋内退避、避難の指示 | 139 |
| 第5節 | 住民等に対する的確な情報伝達 | 140 |
| 第6節 | 医療関係活動 | 140 |
| 第7節 | 消防活動（消火・救助・救急） | 140 |
| 第27章 | 県外の原子力発電所等における異常対策 | 140 |
| 第1節 | 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 | 141 |
| 第2節 | 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 | 141 |
| 第3節 | 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 | 142 |
| 第4編 | 災害復旧・復興段階 | 143 |
| 第1章 | 復興体制 | 143 |
| 第1節 | 基本方針 | 143 |
| 第2節 | 復興計画等の策定 | 143 |
| 第3節 | 職員の派遣要請 | 143 |
| 第2章 | 公共施設等の災害復旧 | 143 |
| 第1節 | 公共施設災害復旧事業 | 143 |

| | | |
|------------|--------------------------|------------|
| 第2節 | 激甚災害の指定 | 144 |
| 第3節 | 暴力団等への対策 | 145 |
| 第3章 | 被災者等の生活再建等の支援 | 146 |
| 第1節 | 罹災証明書の交付 | 146 |
| 第2節 | 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施 | 147 |
| 第3節 | 被災者への支援金等の支給、税の減免等 | 147 |
| 第4節 | 住宅等の対策 | 149 |
| 第4章 | 商工業・農林水産業の再建支援 | 149 |
| 第1節 | 商工業の再建支援 | 149 |
| 第2節 | 農林水産業の再建支援 | 150 |
| 第5章 | 放射性物質及び原子力災害事後対策 | 150 |

第1編 総則

第1章 計画の目的等

第1節 高浜市地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下、「災対法」という。）第42条に基づき高浜市防災会議が策定する計画であって、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、事前の防災対策の推進及び災害時における総合的な対策の推進を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 風水害等災害対策計画の性格等

1 計画の性格

この計画は、高浜市の地域内における気象、地勢、地域等の特性によって起こりうる災害（地震及び津波による災害を除く。）を想定し、事前に各種対策を樹立することを目標とするものである。

2 計画の規定事項

- (1) 市の地域に係る防災に関する、市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 市の防災に係る施設及び体制の整備、調査研究、教育、訓練、情報の収集及び伝達、避難に関する勧告・指示など予防に関すること、消火、水防、救難、救助、衛生、その他の災害応急対策並びに災害復旧・復興などに関する事項別の計画
- (3) 前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市の地域に係る防災に関し、高浜市防災会議が必要と認める事項

3 他の計画との関係

- (1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ策定された「愛知県地域強靱化計画」及び「高浜市国土強靱化地域計画」を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。
 - ア 県民（市民）の生命を最大限守る。
 - イ 地域及び社会の重要な機能を維持する。
 - ウ 県民（市民）の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
 - エ 迅速な復旧復興を可能とする。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) 原子力災害に係る対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日制定）（平成30年10月1日一部改正）を十分に尊重するものとする。

第3節 地理的条件と災害の想定

1 地理的条件

本市は、愛知県の中央南部、三河平野の南西部にあつて、洪積地と沖積地からなる。これらは比較的新しい第四紀層（砂礫層）の発展したもので、標高約5メートル（最高海拔17.5メートル）の洪積層からなる台地と河川流域及び海岸一帯の沖積層の標高2メートルの低地からなっている。海岸線は、総延長5.4キロメートルに及び、衣浦大橋によって対岸の知多半島と結ばれている。

(1) 位置、面積等

ア 位置

北緯 34° 55' 29" 東経 136° 59' 24"

イ 面積、区域

面積 13.02km²、区域 東西4.2km 南北5.5km

(2) 気候

本市は、中部山岳の南側に位置し、西に知多丘陵、東に三河山地を控え、南の三河湾に衣浦湾が湾入して錯雑した地形を形成しているため、四季を通じて温和な気候であるが、冬は伊吹おろしといわれる北西の風がやや強く、夏は三河海岸の海風は認められるが陸風は認められない。

(3) 河川・海岸

本市の河川流域及び海岸付近は標高約2メートルの低地からなっており、伊勢湾台風による高潮被害の苦い経験を持つ。衣浦湾高潮防波堤や水門、河川堤防等、各種の防災施設が整備されてきたが、自然の猛威ははかり難いので、市民は常にその対策を講じておく必要がある。

ア 高浜川

高浜川は、油ヶ淵から碧南市と本市を流下する河川である。東端から河口までの総延長は1,066メートルあり、河口は衣浦湾にある。

イ 稗田川

稗田川は、安城市と本市を流下し高浜川に接続する河川で、総延長は3,748メートルである。

ウ 矢作川

隣接する碧南市や西尾市を流れる一級河川で、氾濫した場合には、油ヶ淵、高浜川及び稗田川を経由して本市内の地域に洪水・浸水をもたらすことを示す洪水浸水想定図（想定最大規模降雨※）が平成28年5月に公示された。

※ 想定最大規模降雨は、想定し得る最大規模の降雨であって、「国土交通大審が定める基準を定める告示」及び浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」に基づき、年超過確率1/1000程度の降雨と、降雨の特性が異なる15の地域に日本を分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨を比較して、大きい降雨を採用する方法を用いている。矢作川の想定最大規模降雨は2日雨量68.3mmと設定されている。

2 災害の想定

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常気象による災害
- (3) 大規模な火事災害
- (4) 危険物の爆発等による災害
- (5) 可燃性ガス・有毒性ガスの拡散
- (6) 航空機事故による災害
- (7) 海上災害
- (8) 道路災害
- (9) 鉄道災害
- (10) 放射性物質による災害
- (11) その他の特殊な災害

第4節 計画の作成又は修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などあいまって、洪水、高潮、土砂災害等の災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていかなければならない。

災害対策の実施に当たっては、県、市及び各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等の多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、それらが一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は可能な限り被害規模をそれぞれ早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

国（中央防災会議）の防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において特に重点を置くべき事項は、次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県や他の市町村との間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努めること。

また、県、市、企業等の中で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

2 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、高齢者等避難、避難指示及び災害発生情報（以下「避難情報」という。）の判断基準等の明確化、指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き避難の指示に加え、必要に応じて行う「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者^{*1}名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、行動を促す避難情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にすること。

※1 避難行動要支援者：要配慮者^{*2}のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人

※2 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する人

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な

罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

住民、事業者、関係機関等が一体となった防災対策を推進するため、高浜市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等により、それぞれの地区における住民、事業者等と災害応急対策に係る連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と連携し、市は、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関及び住民等の責務

第1節 責務

1 市

市は、災対法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災対法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり、管轄する地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民等

住民及び事業者は、災対法の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 防災に関する組織の整備を行う。
- (2) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (3) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備及び点検を行う。

- (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検を行う。
- (5) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (6) 気象警報など災害に関する情報の収集・伝達を行う。
- (7) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対策河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
- (8) 避難の指示等を行う。
- (9) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (10) 消防活動、水防活動その他の応急措置を行う。
- (11) 被災者の救難、救助、その他の保護を行う。
- (12) 市管理施設及び設備の応急復旧を行う。
- (13) 災害時の清掃、防疫、その他の保健衛生に関する応急措置を行う。
- (14) 緊急輸送を確保する。
- (15) 災害復旧を実施する。
- (16) 農作物（家畜）等に対する応急措置を行う。
- (17) 災害広報を行う。
- (18) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (19) 被災した児童及び生徒の応急教育を行う。

2 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を代行することができる。
- (5) 被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (6) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (7) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (8) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (10) 公共土木建設、農林水産施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (13) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 救助物資、化学消化薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言、及び立入検査を行う。
- (16) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (21) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (22) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、推移情報の周知、排水調整を行う。

3 県警察

- (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報の交換を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。

- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

4 指定地方行政機関

(1) 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- オ 放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報の県への提供を行う。

(2) 愛知労働局

- ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。
- オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(3) 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- ウ 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- オ 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

(4) 東海財務局

- ア 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。
- イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。
- オ 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有

財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

カ 上記ア～オの措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

(5) 東海農政局

ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。

イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。

ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。

エ 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。

オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。

カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。

キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。

ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。

サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

(6) 第四管区海上保安本部（以下「四管本部」という。）

ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。

イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。

ウ 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。

エ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法、海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。

オ 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は禁止する。

カ 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。

キ 自衛隊の災害派遣要請を行う。

ク 海上における治安を維持する。

(7) 近畿中部防衛局東海防衛支局

ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

(8) 中部運輸局

ア 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。

イ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

ウ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

エ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

オ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

カ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

キ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ク 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

ケ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

コ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（以下「TEC-FORCE」という。）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

(9) 中部地方整備局

ア 災害予防

- (7) 降雨、河川水位などについて観測する。
- (4) 矢作川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台と共同して洪水予報〔矢作川氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。
- (7) 矢作川の水防警報を行う。
- (エ) 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- (4) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
- (4) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- (イ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

イ 初動対応

- (7) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 情報連絡員（リエゾン）等及びTEC-FORCEを派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 応急復旧

- (7) 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。
- (4) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- (7) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- (エ) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- (4) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (4) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- (イ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

(10) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
- オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。

(11) 中部地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

(12) 中部近畿産業保安監督部

- 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

(13) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

5 自衛隊

- 災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に

基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおり。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の捜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

6 指定公共機関

(1) 日本赤十字社

ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ 避難所の設置に係る支援を行う。

ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

エ 血液製剤の確保と供給を行う。

オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

カ 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。

(2) 日本放送協会

ア 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。

イ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。

ウ 放送施設の保守を行う。

(3) 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(4) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確、迅速な収集伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の設備を行う。

エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

- オ 災害時における公衆通信、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- カ 気象等警報を市へ連絡する。
- キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

- (5) 株式会社NTTドコモ、KDD I株式会社及びソフトバンク株式会社
 - ア 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
 - イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - ウ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - エ 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
 - (6) 楽天モバイル株式会社
 - ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
 - ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
 - (7) 中部電力パワーグリッド株式会社
 - ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
 - イ 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
 - (8) 東邦瓦斯株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む。以降同じ。）

ガス施設の災害予防措置をとり、発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
 - (9) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
 - (10) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。
 - (11) 独立行政法人国立病院機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
 - (12) 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
 - (13) 独立行政法人水資源機構

水資源開発施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
 - (14) 独立行政法人都市再生機構
 - ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
 - イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
- 7 指定地方公共機関
- (1) 愛知県土地改良事業団体連合会

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
 - (2) 一般社団法人愛知県トラック協会

災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
 - (3) 名古屋鉄道株式会社
 - ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理を行う。
 - イ 災害により線路が不通となった場合、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送を行う。
 - ウ 死傷者の救護及び処置を行う。
 - エ 運転再開に当たり、必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
 - (4) 各民間放送及び新聞社

日本放送協会に準ずる。

- (5) 公益社団法人愛知県医師会
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (6) 公益社団法人愛知県歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (7) 一般社団法人愛知県薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (8) 公益社団法人愛知県看護協会
 - 看護活動に協力する。
- (9) 一般社団法人愛知県LPガス協会
 - ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる、
 - イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 上水道供給事業者
 - 災害時に市民への飲料水の確保及び供給を行う。
 - (2) 衣浦衛生組合
 - 災害時に被災地から搬入されたごみ及びし尿等を迅速に処理する。
 - (3) 刈谷医師会
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
 - (4) 碧南歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
 - (5) 碧南高浜薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
 - (6) 産業経済団体
 - あいち中央農業協同組合、高浜市商工会、愛知県陶器瓦工業組合、その他各生産組合、販売組合、商工業組合等は、それぞれ関係の被害調査等応急対策に協力する。
 - (7) 企業等
 - 企業は、災害防止について第一次的責任を有することから、防災上重要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める等、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、市及びその他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。
 - (8) 自治団体
 - 町内会（自主防災組織）等の自治団体は、地域内における被害調査、避難勧告等の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急対策及び応急措置、応急復旧の業務に協力する。
 - (9) 文化社会教育団体
 - 婦人会その他の社会教育団体等は、応急対策等の協力をする。
 - (10) その他重要な施設の管理者
 - その他重要な施設の管理者は、防災上必要な措置を行い防災活動に協力する。

第2編 災害予防段階

防災の基本理念で述べたように、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるので、災害時の被害を最小限に抑える（減災）とともに被害の迅速な復旧を図るため、平常時から防災に関する組織の整備、訓練、資機材の整備・点検に努めるとともに、災害が発生した時に災害応急対策活動の支障となる状態等を改善することについて計画的に推進することが重要である。

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

1 方針

- (1) 自然災害に対する安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助及び身近な地域コミュニティ等による共助が大切であるので、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会のさまざまな主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していくものとする。
- (2) 大規模災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめ被害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織により、出火防止、初期消火、被害者の救出救護、避難等を組織的に行うことができるよう備えておくことが重要である。
- (3) 企業は、地域を構成する一員として、顧客・従業員の生命・財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 市における措置

- (1) 地域における継続的な防災活動推進のための枠組み作り
市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、継続的な防災活動の取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。
- (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み
市は、様々な主体を通じた防災意識の普及啓発に努めるものとする。また、住民、事業者、関係機関などの各主体が連携して防災訓練や防災関連活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

3 市民の防災意識

- (1) 市民は、「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であるという認識を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこにでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実させ、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 初期消火を行う、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市が行っている防災活動に協力する等、災害時に防災に寄与することができるよう、平素から知識の習得や訓練に努めなければならない。

4 住民（住民組織）及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民（住民組織）及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高浜市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から高浜市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があるときは、市防災会議は、高浜市地域防災計画に当該地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織、ボランティアとの連携

1 方針

大規模災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されたりすることが予想されるが、このような事態においても被害を最小限にとどめ被害の拡大を防止するためには、町内会や自治会などの住民組織あるいは事業所等において、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。このため、地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置及び加入を推進し、その育成に努めるとともに、いざという時に重要となる地域の防災関係者の連携体制を充実させるため、平素から自主防災組織及び防災関係団体等の連絡・協力体制づくり（以下、「ネットワーク化」という。）の推進にも努めるものとする。その際、女性の参画の促進にも努めるものとする。

また、行政、市民、自主防災組織等が対応困難な大規模災害が発生した場合に、早期に被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入れ体制の整備とボランティア相互のネットワーク化が不可欠である。

このため、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

2 市及び県における措置

(1) 自主防災組織の育成等

ア 自主防災組織の設置・育成

市は、「高浜市居住福祉のまちづくり条例」及び「高浜市自主防災組織整備推進要綱」に基づき、地域住民、施設、事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努める。なお、その際、女性の参画の促進に努める。

県は、避難・救護用資機材の整備等、市が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに組織運営等について指導する。

イ 自主防災組織等にかかわる環境の整備

市及び県は、自主防災組織、消防団、企業、学校、防災に関するNPOなどの密接な関係構築、連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施、防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化や訓練の実施を促すよう努める。

(2) 防災ボランティア活動の支援体制の整備

ア コーディネーターの養成・確保

大規模な災害により、行政、市民、自主防災組織などによる対応が行き届かない範囲・分野が生じた場合において、ボランティアがその力を十分に発揮するため、県及び市は、ボランティアと被災地（者）からの支援要請との調整役となるコーディネーターの確保に努める。

このため、県及び市は、NPO・ボランティア関係団体等と協力して、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。なお、市は、養成したコーディネーターに、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるよう努める。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

国、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。

(3) 防災関係団体のネットワーク化

市は、自主防災組織、消防団、企業、学校、NPO・ボランティア関係団体等、防災関係団体同士が顔の見える密接な関係を構築（ネットワーク化）することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど、必要な事業の実施、支援及び指導に努める。県は、これらのために必要な支援を行う。

(4) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

ア 防災リーダーの養成

県及び市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努める。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用する。

(5) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、愛知県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、それぞれの地区の実情に応じた防災計画（地区防災計画）に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行えるよう平素から準備するとともに、住民への周知及び組織への加入促進にも努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火等の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難の勧告・指示の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力

4 ボランティアの受け入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受け入れ体制の整備

ア NPO・ボランティア関係団体等との意見交換等

市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の内容を含む災害発生時の対応や連絡体制などについて、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

- (7) 市は、高浜市社会福祉協議会に依頼して、ボランティアの受入れに必要な机、椅子、電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。
- (4) 高浜市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することに協力するボランティア関係団体（協力団体）に、コーディネーターの派遣を要請する。
- (7) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する高浜市社会福祉協議会等との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

また、市及び県は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て、市は災害ボランティアセンター、県は広域ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。

(2) NPO・ボランティア関係団体との連携

県及び市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進している。

市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(3) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

特に、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実に努めるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時における企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体との防災関連協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策を実施するものとする。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第3章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策 参照

2 市、県及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには、想定リスクを考える必要があるため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業展開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 土砂災害等予防対策

第1節 方針

集中豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊等から人命、財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業等を推進する。また、人命保護の立場から、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、住宅移転の促進、情報の収集・伝達、防災意識の普及等、総合的な土砂災害対策を推進し、災害の防止及び被害の軽減を図る。

また、大規模な土砂災害が切迫した場合には、名古屋地方気象台、中部地方整備局及び愛知県と緊密に連携し、土砂災害警戒情報や関連情報を的確な伝達により市民に提供し、早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立する。

第2節 土砂災害等予防対策の内容

1 急傾斜地崩壊対策

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

集中豪雨等に伴う崖崩れによる被害を防止するため、崖の高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。）又は避難場所等に被害のおそれがある箇所「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域は、警戒避難体制を整備するとともに、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められる場合は、中部地方整備局及び県（建設局）との連携により、急傾斜地の崩壊を防止する法面改良、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

2 土砂災害警戒区域等に係る主な対策

(1) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。））

- ア 特定の開発行為の制限
- イ 建築物の構造規制による安全確保
- ウ 建築物に対する移転等の勧告

(2) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

- ア がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- イ 標識等による住民への周知
- ウ 防災パトロール等による崖地の保全や管理についての住民指導
- エ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- オ 住民自身が施工することが困難又は不相当な箇所の崩壊防止工事の実施

(3) 地すべり防止区域（地すべり等防止法）

- ア 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- イ 標識等による住民への周知

ウ 地すべり防止工事の実施

第3節 土砂災害警戒区域等に関する警戒・避難体制の整備

1 土砂災害警戒区域等の指定状況の周知

指定されている土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所等は資料1のとおりであり、高浜市公式Webサイト、地震防災マップその他の手段により、引き続き周知を図る。

2 土砂災害に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備

気象警報、土砂災害警戒情報、危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、第3編第2章「通信の確保・運用」及び第4章「災害情報の収集・伝達・広報」により、迅速、確実に行う必要があるため、これらに必要な体制づくり及び連携要領を含む習熟に努めるものとする。この場合において、危険区域に関する情報の内容は次のとおりとする。

- (1) 急傾斜地の地表水、湧水及び亀裂の状況
- (2) 竹木等の傾倒の状況
- (3) 人家等の破壊の程度及び棟数
- (4) 世帯及び住民の数

3 警戒及び避難のための体制の整備

第2編第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」及び第3編第3章「避難にかかわる諸活動」で示す警戒及び避難を的確に実施するために必要な体制について、土砂災害防止法及び土砂災害防止対策基本指針に基づき、着実に整備するものとする。

なお、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を含めて、「避難情報の判断・伝達マニュアル」の更新・充実に努めていくこととする。

土砂災害防止法の規定により、土砂災害警戒区域の指定があったときに市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに定めることとされている事項は次のとおり。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法）
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

4 ハザードマップの作成及び周知

市は、ハザードマップを作成又は改訂するに当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や指定緊急避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等の恐れのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容とするよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市は、警戒区域内に所在する要配慮者利用施設について、新たにこの計画において定める際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

この計画において警戒区域内に所在する要配慮者利用施設として名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の施設管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難確保計画の作成、訓練の実施及び報告をしなければならない。

また、市長は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難

訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができることとなっており、必要に応じ県と連携して支援するよう努める。

第3章 水害予防対策

第1節 河川防災対策

1 方針

洪水による被害を防止するため、平常から河川・河川施設の巡視、情報収集に努めるとともに、状況把握等管理の強化と併せ、必要に応じ、河川維持修繕、河川改修等に関する情報提供を関係機関に対して行う。

また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 実施内容

(1) 市は、市内及び周辺の河川について、緊急度に応じて堤防の維持、狭さくの拡幅、護岸、しゅんせつ、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備に資する情報提供を推進する。

(2) 洪水時に広域に甚大な水害を及ぼすことが想定されている矢作川については、ハード・ソフト両面での対策や近隣自治体の協力が必要となるため、矢作川水防災協議会などの機会を活用して各種対策等に関する情報交換、協議などを行うとともに、地域協働型の取組として県が実施している「みずから守るプログラム」の推進にも引き続き協力する。

(3) 流域治水

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(4) 河川情報等の活用

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ確かな避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行うこととなっている。また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

市は、これらの有効活用に努めるとともに、市民や企業に対する周知を図る。

(5) 水防倉庫及び水防資器材

ア 水防管理者は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の設備及び水防資器材を整備するとともに、資器材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、水防管理団体の備蓄する水防資器材に不足を生ずるような緊急事態に備え、応急支援するための水防資器材をあらかじめ確保しておくものとし、水防管理者から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

(6) 予想される水災の危険の周知等

水防法第15条の11の規定により、市長は、市内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

具体的には、高浜川水系稗田川及び前川水系江添川については、令和2年4月に愛知県が公表した想定最大規模降雨による洪水浸水予想図に基づく「洪水ハザードマップ」を公開・配布しており、引き続き水災の危険の周知に努めるとともに、その後の河川整備状況等を踏まえた最新の浸水予想などの把握にも努める。

なお、愛知県水防計画で定められている重要水防箇所は、次のとおり。

| 水系名 | 河川名 | 位置 | 左右岸別 | 地名 | 延長 | 重要度 | 選定理由 | 水防工法 |
|-----|-----|--------------------------|------|-----------------------|-------|-----|---------|-------|
| 高浜川 | 稗田川 | (高浜川合流点から) 3.0~3.2 km | 左岸 | 清水町二丁目 (鮫川合流点~中根橋) | 200 m | B* | 新堤防(R4) | 積土のう工 |

(7) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町

村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努める。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組む。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第2節 雨水出水対策

1 方針

市は、市街地の浸水防除を重点とした生活環境の整備を図るとともに、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考の上、都市下水路事業、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

2 実施内容

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(3) 雨水貯留浸透施設の活用促進

雨水貯留施設（雨水タンク、浄化槽の転用）及び雨水浸透施設（浸透ます、浸透管、透水性舗装）を奨励し補助するとともに、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して、雨水出水による水害の抑制を図る。

第3節 浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定の周知（中部地方整備局及び県における措置）

中部地方整備局及び県は、水防法（第14条）に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

| | |
|----------|--------|
| 国土交通大臣指定 | 矢作川 |
| 愛知県知事指定 | （該当なし） |

○ 水位情報を周知する河川

| | |
|---------|--------|
| 愛知県知事指定 | （該当なし） |
|---------|--------|

2 雨水出水浸水想定区域の指定（県、市における措置）

(1) 区域の指定

県又は市は、水防法（第14条の2）に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時

間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

県は、水防法（第14条の3）に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市長に通知する。

(2) 市への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 水位情報を周知する海岸

| | |
|---------|----------------------------------|
| 愛知県知事指定 | 三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで) |
|---------|----------------------------------|

4 浸水想定区域のある市における措置（水防法第15条、第15条の3）

(1) 市地域防災計画に定める事項

水防法に基づく洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときに、この計画において定める事項は、次のとおりである。

ア 洪水予報等の伝達方法

（第3編第3章第1節及び高浜市水防計画第6章参照）

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（第2編第8章第1節参照）

ウ 災対法第48条第1項の避難訓練の実施に関する事項

（第2編第11章第1節参照）

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(ウ)の施設については所有者又は管理者から申出があった場合に限る。）

(ア) 地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（別紙第11参照）

(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

（第3編第3章第1節、高浜市水防計画第6章及び各該当施設の避難確保計画参照）

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、前号ア～オのうち該当する事項について、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選

択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 市長の指示等

ア 市長は、この計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該施設管理者等に対して必要な指示をすることができ、また、当該施設管理者等が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 市長は、この計画に定められた要配慮者利用施設の施設管理者等に対し、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置（水防法第15条の3）

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、この計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)及び(2)を実施しなければならない。また、(3)の実施に努めなければならない。細部については、第9章第2節に記載のとおり。

(1) 計画の作成及び報告

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施及び報告

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置（水防法第15条、第15条の4）

浸水想定区域内に位置し、施設の所有者又は管理者からの申出を経てこの計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第4節 農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市土の保全を推進する。

2 実施内容

東海農政局、県（農林基盤局）、市及び土地改良区は、流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において被害を防止するため、排水機、排水路等の新設又は改修を実施する。また、農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を実施する。

その際、農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第4章 事故・火災等予防対策

第1節 基本方針

関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

第2節 道路災害対策

- 1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、市、愛知県道路公社）における措置
 - (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検
道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
 - (2) 道路の防災対策
道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通施設の防災対策」により実施する。
- 2 道路管理者、県警察及び市（消防機関）における措置
 - (1) 実践的な訓練の実施
道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施するように努める。
 - (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- 3 県（建設局、防災安全局）、県警察及び市における措置
 - (1) 救出救助用資機材の整備
県、県警察及び市は、大規模道路災害に対処できるように、救出救助用資機材の整備に努める。
 - (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
県、県警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある崖崩れなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第3節 鉄道災害対策

- 1 鉄道事業者における措置
 - (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布
 - (2) 保安設備の点検
 - (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実
 - (4) 鉄道施設の防災構造化
 - (5) 広報活動
- 2 中部運輸局、県（防災安全局）、県警察及び市（消防機関）における措置
 - (1) 情報通信手段の確保及び運用・管理
中部運輸局、県、県警察及び市町村は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
 - (2) 防災体制の強化
中部運輸局、県、県警察及び市町村は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。
 - (3) 救出救助用資機材の整備
県（防災安全局）、県警察及び市（消防機関）は、大規模鉄道災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。

第4節 海上災害対策

- 1 第四管区海上保安本部における措置
 - (1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督
 - (2) 海上災害防止思想の普及
 - (3) 船舶に対する警報等の周知
 - (4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立

- (5) 訓練の実施
- (6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め
- 2 県（農林水産局、建設局、防災安全局）における措置
 - (1) 排出油等防除資材等の備蓄
 - (2) 関係各機関との連携
- 3 県警察における措置
 - (1) 情報の収集・連絡体制の整備
 - (2) 防災体制（避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行う体制）の強化
 - (3) 救出救助用資機材の整備（潜水用具セット、水中通話装置等）
 - (4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置
 - (5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化
- 4 市（消防機関）における措置
 - (1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄
 オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。
 また、必要に応じて漂着油等の除去等のための資機材及び消防用資機材等の整備に努める。
 - (2) 防災体制の強化
 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。
- 5 一般財団法人海上災害防止センターにおける措置
 - (1) 防除機材の整備等
 - (2) 訓練の実施
 - (3) 調査研究及び資機材開発

第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

- 1 県（防災安全局、健康医療局）及び市における措置
 - (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
 県及び市は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。
 - (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化
 県及び市町村は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。
- 2 市における措置
 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。
- 3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置
 - (1) 事業所の自主点検体制の確立
 ア 日常の点検事項及び点検方法をあらかじめ具体的に定めておくものとする。
 イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
 ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
 - (2) 必要資機材の備蓄
 事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。
 - (3) 安全性の確保
 危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。
- 4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、健康医療局）及び市における措置
 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- 5 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第6節 高圧ガス保安対策

- 1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置

中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

 - (1) 保安思想の啓発
 - ア 高圧ガス保安法の周知徹底
 - イ 各種の講習会、研修会の開催
 - ウ 高圧ガスの取扱指導
 - エ 保安活動促進週間の実施
 - (2) 規制の強化
 - ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
 - イ 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
 - ウ 関係行政機関との緊密な連携
 - (3) 自主保安体制の整備
 - ア 自主保安教育の実施
 - イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
 - ウ 地域防災協議会の育成
- 2 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。
- 3 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- 4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第7節 火薬類保安対策

- 1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置
 - (1) 保安思想の啓発
 - ア 火薬類取締法の周知徹底
 - イ 各種講習会、研修会の開催
 - ウ 火薬類の取扱の指導
 - エ 安全管理運動の実施
 - (2) 規制の強化
 - ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
 - イ 各種事業所における実情把握と各種保安指導の推進
 - ウ 関係行政機関との緊密な連携
 - (3) 自主保安体制の整備
 - ア 自主保安教育の実施
 - イ 防災訓練等の実施
 - ウ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- 2 市における措置

市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。
- 3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

- 4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市
防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- 5 関連調整事項
防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第5章 道路、建築物等の安全化

各施設管理者、関係機関等により、各種施設の防災構造化や災害時における各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

第1節 交通施設の防災対策

- 1 方針
災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。
- 2 実施内容
 - (1) 道路、橋梁等
 - ア 道路
道路は、災害時における防火帯及び消火、救護活動の動脈として重要な施設であるので、幅員、構造等は、防災の目的を考慮して計画する。また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等、必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。
道路整備事業においては、落石、法面崩壊等による災害防止のため、道路沿い家屋危険箇所、降雨による注意箇所、バス路線危険箇所等を重点として、各種防災工事を実施する。
 - イ 橋梁
道路の整備に併せて有効幅員の確保を図る。
 - ウ 横断歩道橋
横断歩道橋は、国の定めた「横断歩道橋設計指針」に基づき設計されているが、建設後の維持管理、気象条件により構造等に变化を生じていることも考えられるので、安全点検を実施し、補強等の対策が必要とされるものについて、順次工事を実施する。
 - (2) 鉄道
鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。また、列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等、安全施設整備事業を実施する。

第2節 ライフライン関係施設の防災対策

- 1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置
 - (1) 施設の安全性及び代替性の確保
電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
 - (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携
県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協体制の整備を推進する。
なお、市及び中部電力パワーグリッド(株)刈谷営業所は、「災害時における相互連携・協力に関する協定書」に基づき、連絡態勢の確立、樹木の緊急伐採、電力復旧、情報共有、道路啓開等を行う。
- 2 電力施設
電気事業者は、次の対策を実施する。
 - (1) 変電設備

地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計に加え、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計に加え、飛来物による被害を防止するため、破損・飛散しやすい工事中防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について、施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

安全を考慮した電気設備技術基準に基づく設計に加え、集中豪雨などへの備えとして、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けるよう慎重な配慮をする。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

- ア 応急復旧用資機材及び車両
- イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時における供給不足に備えて、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

- (ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。
- (イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。
- (ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

- (ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、ガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。
- (イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は、関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、給水に支障がないよう、浸水を防止する構造としたり嵩上げしたりするなどの措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐための必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 下水道

下水道管理者（市及び県（建設局））は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設について、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう、民間事業者等との協定締結などに努める。

6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 施設の防災構造化
災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど、防災構造化をすすめる。
- (2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化
主要区間、主要地域、市民生活・福祉上重要な施設・設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等を実施する。
- (3) 施設・設備の構造改善
災害が発生した場合に迅速に復旧できるよう、施設・設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。
- (4) 定期点検・整備の実施
定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。
- (5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備
災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 方針

文化財保護法、愛知県文化財保護条例、愛知県文化財保護指針及び高浜市文化財保護条例に基づき、文化財の保護を適切に行うものとする。

特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品等、有形の文化財の保護のため、市内に保存されている文化財の実態を把握し、文化財の管理・保護、防災施設の設置及び環境整備を促進し、火災、風水害及び地震災害に対する予防措置を推進する。

2 実施内容

- (1) 文化財レスキュー台帳等の作成
市は、県が定める「文化財レスキュー台帳」又はこれに準ずる台帳を市指定文化財の所有者ごとに作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
なお、文化財レスキュー台帳又はこれに準ずる台帳の内容は次のとおりとする。
ア 所有者名、所在地、連絡先、所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
エ 所在地内の地図、周辺地図、広域地図・写真
- (2) 防災思想の普及
市は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (3) 所有者等に対する指導・助言防災思想の普及
市は、所有者等に対する防災知識の普及を図るとともに、定期的な点検を実施し、管理や保存に関する指導・助言を行う。
また、緊急的保存措置や被害発生時の現場保存の指導を行い、火災・散逸等二次災害の防止に努める。
- (4) 連絡・協力体制の確立
所有者等は、災害が発生した場合に備え、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (5) 適切な修理の実施
所有者等は、適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (6) 防火・消防施設等の設置
市は、自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (7) 文化財周辺の環境整備
市及び所有者等は、文化財周辺の環境整備を常に実施する。

- (8) 災害発生時の対応要領の習熟
災害発生等緊急時においても、被害状況の把握と報告、事後措置の指示・伝達などが迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から訓練し習熟に努める。

第4節 防災建造物の整備等

1 方針

建築物の不燃化等を図り、安全な都市環境の実現に努める。

2 実施内容

(1) 公共建築物の不燃化

市営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化を推進する。

(2) 避難地等、周辺部の不燃化

避難地及び避難路の周辺部及び沿線は、安全な避難ができるよう不燃化を推進する。

(3) 特殊建築物[※]の査察、指導及び指示

病院、百貨店、ホテル等について、建築基準法及び消防法に基づく査察を実施し、構造上及び防災上欠陥のあるものに対しては、指導及び指示を行う。

※ 特殊建築物とは、建築基準法第2条第2項で定められた「学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物」をいう。

(4) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させないようにする必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(5) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

(6) 災害時に被害が予想される空家等の状況の把握等

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災対法第64条第2項の規定に基づき、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施の支障となるものの除去等の必要な措置をとることができることとされていることを念頭に置き、平常時から、空家等対策担当グループと災害対策担当グループの連携を図り、災対法に基づくこれらの措置についても高浜市空家等対策計画に位置付けるとともに、災害時に被害が予想される空家等の状況の把握等に努める。

(7) 建築物の強風対策

強風による建築物の屋根材や外壁材などの飛散が多数発生した令和元年房総半島台風の被害調査結果等を踏まえて、建築基準法の告示基準（令和4年1月1日施行）における瓦屋根の緊結方法が強化されたことから、耐風性能が十分でないおそれのある既存住宅・建築物の屋根に係る耐風対策を推進する。

なお、本市における強風対策の対象区域は市内全域とする。

3 各学校等管理者における措置

(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第6章 都市の防災性の向上

第1節 都市計画

都市計画については、高浜市都市計画マスタープランに基づき、都市防災をも十分加味した秩序ある整備を図るものとし、土地利用計画に即して土地区画整理事業等による面的整備を行うとともに、公園、緑地等の公共空地、道路等の交通施設及び上下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点を置いて都市計画事業を推進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第2節 防災上重要な都市施設の整備等

1 土地区画整理及び道路等公共施設の整備

市街化区域内の未整理地域における土地区画整理事業の実施に併せて道路、公園、調整池、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図る。

特に、密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 都市公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要であり、市は、県との連携も図りつつ都市公園の整備を推進する。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断・緩衝地帯、避難地等としての機能を有するので、良好な緑地の保全に努めていく。

3 上水道施設の整備

災害時においては、水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう施設の防災性の強化に努めることが重要である。また、水道施設の被災後における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資器材の整備拡充が必要である。

4 防災街区等の整備

(1) 防火地域及び準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域を防火地域として指定して不燃化の促進を図り、また、都市部と郊外との中間の地域は、準防火地域に指定して大規模建築物又は高層ビルを耐火建築物とし、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも防火構造とすることとし、安全な町づくりの促進を図る。

(2) 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域の指定を受け、また、高潮、出水による危険の著しい地区を市が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

（現時点で愛知県知事が指定する区域はない。）

(3) 宅地造成等の規制

宅地造成工事によりがけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域の知事による指定を受け、災害の防止に必要な規制を行う。

5 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

第3節 都市排水対策

1 方針

市街地の浸水防除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、都市下水道事業、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

下水道施設は、震災に対し軟弱地帯での管渠の破損、ポンプ場の亀裂、傾斜等が予想されるので、老朽化したものから整備を推進する。

2 実施内容

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水道事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水道の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

第7章 災害応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するため、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を計画的に行う。

第1節 防災施設等の整備

1 防災用拠点施設の体制及び資機材の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を的確に行うため、あらかじめ必要な体制及び資機材を整備するものとする。特に、防災上重要な施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

2 防災中枢機能の整備

(1) 県、市及び防災関係機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の給電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、並びに通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

(2) 県、市及び防災関係機関は、災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

3 消火・救援活動用車両、資機材等の整備

市及び消防機関は、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善等を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

なお、本市において消火・救援活動等に活用し得る車両類、防疫用資機材、給水用具等は、別紙第12のとおり。

4 浸水対策用資機材の整備

市、県及び水防関係組織は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行うものとする。

水防に必要な備蓄資材及び器材の品名は、高浜市水防計画で示すものとする。

5 消防施設・設備等の整備

市及び消防機関は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防機械、防火水槽・消

火栓等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善等を実施し、有事の際の即応体制の確立を期する。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備等

1 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 通信手段の確保

(1) 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) 防災情報システムの有効活用

県、市町村及び防災関係機関が、気象情報、ライフライン・道路・河川・土砂などの被害情報、避難情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有するとともに、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを図るため、愛知県防災情報システム及び市町村防災支援システムを有効に活用できるよう、関係職員の技量向上を図る。

(4) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第3節 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練・点検等の実施、経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

なお、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- 1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気・水・食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

第4節 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講じるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めるとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防

災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第5節 人材の育成等

- 1 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- 2 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- 3 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

第6節 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- 1 市は、大規模災害発生時の被害想定、外部支援の時期、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、仮設トイレその他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ備蓄物資や物資拠点を登録し、活用するよう努める。
 なお、備蓄を行うに当たっては、大規模災害発生時には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を適切に配慮する。
- 2 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- 3 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から発注機会の増大などに配慮するよう努める。

第7節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、住宅建設に適する建設用地をあらかじめ選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地選定に当たっては、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

第8節 災害廃棄物処理に係る事前対策

- 1 災害廃棄物処理計画の策定
 市は、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、高浜市災害廃棄物処理計画を策定した。
 円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、愛知県災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、適宜内容を見直すものとする。
- 2 広域連携、民間連携の促進
 中部地方環境事務所、県（環境局）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
 また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。
 また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の経済環境グループ、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図るものとする。

第9節 罹災証明書の発行体制の整備

- 1 市は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行うことができるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第10節 防災拠点施設の屋上の番号表示

災害発生時において、ヘリコプター等による空からの災害応急活動が効果的・効率的に実施できるよう、防災拠点となる施設の屋上・屋根への文字や番号の表示（ヘリサイン）の整備に努める。
なお、表示に当たっては、デザインや表示内容について県や周辺市町と連携を図る。

第11節 防災関係機関相互の連携

- 1 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者が一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。
- 2 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- 3 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 4 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第8章 避難行動に関する備え及び周知

災害から市民を安全に避難させ、生命、身体の保護を図るため、市は、あらかじめ災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定・整備し、避難計画を作成するとともに、避難に関する知識の普及に努める。

また、避難情報は、判断基準の明確化を図るとともに、住民等が適切な避難行動をとれるよう空振りをおそれず早めに出すことを基本とし、災害情報共有システム（Lアラート）（以下「Lアラート」という。）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化、多様化を図る。

第1節 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を、災対法施行令に定める基準に従って指定緊急避難場所として指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて、指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧表は、別紙第10のとおり。

(1) 広域避難場所

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて、次の基準により広域避難場所を選定し確保する。

なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が

適当と考えられる。

- イ 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- ウ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満で、かつ、散在していなければならない。
- オ 大規模な崖崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- カ 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度、疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては、広域避難場所と同様の取扱いとする。

2 避難路の選定

指定緊急避難場所ごとに、周囲の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、具体的な避難路の選定（指定）、周辺の具体的な危険箇所等については、自主防災組織や学区の単位で検討・確認し、それぞれの地区防災計画に記載するよう努めるものとする。

- (1) 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水、土砂災害等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第2節 気象警報や避難情報の伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。

また、気象警報や避難情報が迅速かつ正確に伝わるよう、伝達手段の多重化・多様化のほか、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意するものとする。

さらに、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重性・多様性の確保を図るとともに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、伝達内容等についてあらかじめ検討し、マニュアルの充実化を図る。

県、市及びライフライン事業者は、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの充実

1 マニュアルの見直し・充実

市は、避難情報の発令にかかわる、避難すべき区域や判断基準、伝達方法などの基準を定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」について、次の事項に留意の上、見直し・充実を図るものとする。

- (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- (2) 収集できる情報として、気象予警報及び気象情報、河川の水位情報、指定河川洪水予報、海岸の水位情報、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報を踏まえること
- (3) 作成・改訂に当たっては、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考にすること
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇な

く避難情報を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

イ 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

ウ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

(5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(6) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保※」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

※ 屋内安全確保

屋内での待避等の安全確保のこと。安全な自宅・施設等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

(7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意するものとする。

ア 避難の指示を行う基準は、降水量や河川水位などの数値、あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めること。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行うこと。

イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで行うことができるよう、範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

ウ 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、対象範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

2 判断基準等の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局、県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

3 事前準備

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努め

るものとする。

また、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

1 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- (1) 避難情報を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定緊急避難場所開放、指定避難所の開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所の管理に関する事項
 - ア 指定緊急避難場所や指定避難所の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報

2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係者等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難先の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示・伝達の方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院において、患者や他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第5節 避難に関する意識啓発

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所・指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図る。

1 指定緊急避難場所等の広報

市は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努める。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置

- (3) 指定避難地区分け
- (4) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路（回避すべき場所）
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所の区分
- (6) その他必要な事項
 - ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと
 - イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

2 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じ、住民に対して、次の事項に関する普及のための措置を執る。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 非常時・緊急時における避難のための知識
 - ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
 - イ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）。
 - ウ 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
 - エ 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所に滞在中の心得

3 その他

- (1) 防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とする。
- (3) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

市は、災害時における市民の生活環境を確保するため、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、並びに避難所の運営体制の整備に努める。

また、県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などの活用を努める。

社会福祉施設等の管理者（以下、この章において「施設等管理者」という。）は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。

加えて、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染

症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第1節 避難所の指定・整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップの下に指定避難所等の指定・整備を図る。

また、避難者が最寄りの指定避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難も考慮して整備していくよう努める。

1 指定避難所の指定

市が指定する指定避難所の区分は、災害対策基本法施行規則第1条の7の2で規定される指定一般避難所及び指定福祉避難所とする。

指定避難所の指定にかかわる条件等については、次の各号のとおり。

なお、現時点における指定避難所の指定状況は、別紙第10のとおり。

(1) 条件

指定避難所が、被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等住民に身近な公共施設等の中から、災対法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

なお、これらの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

(2) 必要面積等

避難者の避難状況に応じた最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、指定避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

[一人当たりの必要占有面積]

| | |
|------|---------------------------|
| 1㎡/人 | 発災直後の一時避難段階で、座った状態程度の占有面積 |
| 2㎡/人 | 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積 |
| 3㎡/人 | 避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積 |

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行うとともに、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

(3) 必要な機能、備蓄場所、通信設備の整備等

指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(4) 指定福祉避難所

ア 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努める。

イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

- (5) 原則として、防災関係機関、教育関係機関の管理諸室、病院など医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、指定避難所としての指定を避ける。
また、災害発生時に、複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その施設を新たに避難所として追認、登録することが必要となる。
- (6) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。
- (7) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

2 指定避難所が備えるべき設備の整備等

指定避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から指定避難所予定施設等に備え付けるよう、整備に努める。

- (1) 情報受発信手段
防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- (2) 運営事務機器
パソコン、コピー機等
- (3) バックアップ設備
投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

3 指定避難所の破損等への備え

市は、指定避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テント等仮設に必要な資器材の備蓄及び調達可能数の把握確認を実施しておくものとする。また、平素から安全な広場等候補地を把握しておくとともに、校区や町の区域を超えての避難も考慮して整備していくものとする。

4 指定避難所の運営体制の整備

- (1) 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、「高浜市避難所運営マニュアル」、「愛知県避難所運営マニュアル」、「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、指定避難所ごとに各地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。
- (2) 指定避難所の運営にあたっては、現に指定避難所に滞在する住民だけでなく、住宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討していく。
- (3) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。
また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める

ものとする。

- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 避難路・方向等の表示

市は、指定避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、所要の箇所に標識・標札等を配置・表示するよう整備に努める。

第2節 要配慮者支援対策

1 方針

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員・介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

なお、個人情報の取り扱い及び保護については、個人情報の保護に関する法律のほか、関係法令・条令等を遵守するものとする。

また、市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

特に、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制及び避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図っていくものとする。その際は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用するものとする。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民、ボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

また、市は、施設等管理者に対して土砂災害警戒情報等を適時に提供できるようにする等、連絡体制の確立に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

(5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国、県、近隣市町その他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、避難行動要支援者に対する避難支援について、円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点での全体的な考え方を整理し、避難行動支援計画（全体計画）を定めるものとする。その際、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送することを想定し、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、基本的事項は次の(1)～(5)のとおりとする。

さらに、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合はこの限りではない。

個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

(1) 避難行動要支援者名簿の整備等

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮して避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等、必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件に当てはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

ウ 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準のいずれかに該当するものとする。

- (7) 75歳以上の単身高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯
- (イ) 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- (ロ) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者。ただし、肢体不自由の場合は3級の者も含む。
- (ハ) 療育手帳A又はBを所持する者
- (ニ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (ホ) 難病患者
- (ヘ) 上記以外の市民で、本人、家族親族、避難支援等関係者又は市の関係機関からの申出に基づき、災害時に避難行動要支援者であると市長が認めるもの

エ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により常に変化しうることから、避難行動要支援者に該当する者を把握するとともに、次の各号により名簿情報を定期的に更新し、最新の状態に保つよう努めるものとする。

- (7) 新たに転入してきた要介護認定者、障がい者等、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- (イ) 転居や死亡等に伴い避難行動要支援者の異動が住民記録の変更等により確認された場合や、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は、名簿から削除する。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿作成に必要な個人情報

名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号、その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

- (ア) 市内部での情報の集約
名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者を把握するのに必要な範囲内で、市の関係部局で把握している要介護認定者、障がい者等の情報の集約に努める。
- (イ) 都道府県等からの情報の取得
市長は、難病患者に係る情報等、市が把握していない情報の取得が名簿の作成のために必要があると認めるときは、愛知県知事その他関係する者に対して、情報提供を求めるものとする。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等、必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、市全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ウ 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。

(4) 名簿情報及び個別避難計画情報（以下、「名簿情報等」という。）の避難支援等関係者への事前の提供

市は、名簿情報等を避難支援等関係者に情報提供することについて、条例の定めにより、又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者にあらかじめ提供するものとする。

避難支援等関係者となる者は、次のとおりとする。

- ア 町内会（自主防災組織）
- イ まちづくり協議会
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 高浜市社会福祉協議会
- オ 碧南警察署
- カ 衣浦東部広域連合消防局（以下「衣東消防局」という。）
- キ 高浜市消防団
- ク 上記のほか避難支援等の実施に携わる関係者で市長が避難支援等に関し必要と認めるもの

(5) 個人情報の適切な管理

名簿情報等の提供に際しては、個人情報の漏洩防止に万全を期するため、避難支援等関係者

に対する研修会等を通じて、次に掲げる措置を講ずるほか、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿情報等の活用に支障が生じないよう、個人情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 名簿情報等には、避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿情報等は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所で名簿及び個別避難計画の保管を行うよう指導する。

オ 受け取った名簿情報等を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 名簿情報等の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報等の取扱状況を報告させる。

ク 災害時に緊急的に提供した名簿情報等については、支援活動後にその情報の返還を求める。

5 外国人等に関する防災対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、県や周辺市町等と連携を図りつつ、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を、支援の対象としてだけでなく地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備の推進に協力する。

6 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

(1) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内において、要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地についてこの計画において定めるとともに、住民への周知を図る。

具体的な施設名称等については、別紙第11を参照すること。

(2) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の管理者に対する洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、洪水予報等が的確かつ迅速に伝達できるように伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。細部については、第3編第3章を参照すること。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、この計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

イ 計画の作成、訓練の実施等

この計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施しその結果を市長に報告しなければならない。

ウ 施設管理者等に対する助言・勧告、支援

市長は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる（水防法第15条の3）こととなっており、当該要配慮者利用施設の管理者等に対し、県及び市の関係部局は、連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、この計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

7 災害ケースマネジメント

県及び市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や、安否確認手段を家族間等で事前確認しておくことなどの必要性について、平常時から積極的に広報する。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

2 支援体制の構築

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ課題が多岐の分野にわたることから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関連機関が相互に連携、協力する仕組みづくりを進め、災害時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていく。

第10章 広域応援・受援体制の整備

市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援・受援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を考慮して、近隣の団体に加えて遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

第1節 相互応援協定の締結等

1 相互応援協定の締結

災対法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

2 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災対法第49条の3に基づき、災害時に民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

3 技術職員の確保

県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

4 応援要請手続き等の整備

(1) 協定等に基づく応援

県及び市は、既存の協定等に基づく応援について、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

なお、現状における地方公共団体、民間団体等との協定等の一覧表は、別紙第13のとおり。

(2) 自衛隊の災害派遣

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

市は、県に対し自衛隊の派遣要請の要求を行えるように備えるとともに、通信の途絶等により県に要求できない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に直接通知することになるため、県に準じて、平常時から備えを行うよう努める。

第2節 受援体制の整備等

1 受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

2 訓練、検証等

市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、県と協力して各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷さばき及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市及び県は、県内外からの広域的な応援を円滑に受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を名古屋空港北西部（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、消防学校と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとなる。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識向上策

国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1節 防災訓練

市は、国、県、他市町村等の防災関係機関のほか、民間企業、ボランティア団体、地域住民等の協力、連携のもと、大規模災害に備えて各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で被害想定を明確にするとともに、所望の訓練効果が得られるように、訓練参加者、使用資器材、実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断や防災用資器材の取り扱いも求められるような実践的な内容を盛り込み、段階的に習熟を図るものとする。

また、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動、文化財防火デー等あらゆる機会をとらえて、計画的な図上訓練又は実動訓練を重ね、参加者の責任の自覚と技術の錬磨を図る。その際、要配慮者に十分配慮して要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

さらに、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策の検証や計画の見直しに努める。防災訓練の区分ごとの概要は、次のとおり。

1 基礎訓練

(1) 水防訓練

水防管理団体（市）は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施する。

ア 実施時期…出水期を前に、最も訓練の効果のある時期に実施する。

イ 実施地域…河川の危険地域等、洪水の恐れのある地域で実施する。

(2) 消防訓練

防火管理者、市及び消防局は、各消防計画等に基づく消防活動が円滑に実施できるよう、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施する。特に自主防災組織及び地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

(4) 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ訓練を実施する。

2 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組み合わせ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

(1) 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

災害の恐れのある地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

(3) 実施の方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他地方公共団体等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求めるよう努める。

3 広域応援・受援訓練

県及び市は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村と連携し、広域的な応援・受援を行う訓練を実施する。

4 訓練の検証

訓練中の経過を記録するとともに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

5 図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的な図上訓練や災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施する。

6 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導し、災害発生時における住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 防災意識の啓発

市は、地域との連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、地震発生時の心得に関する事項に留意し、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、パンフレット、防災マップ、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

また、県と連携して災害に関するビデオなどを学校等に貸し出し、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の(1)、(5)～(7)について解説を行い、啓発を図る。

さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

啓発すべき主な事項は、次のとおり。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 正確な情報の入手
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識
- (5) 警報等や避難情報の意味及び内容
- (6) 警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動
- (7) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと)
- (10) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- (11) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 防災に関する知識の普及

県、市及び防災関連機関は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペー

ン等を通じて、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、県及び市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を、事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災部門（防災・減災への取組実施機関）と福祉部門（地域包括支援センター、ケアマネジャー）の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフライン途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を奨励し、普及活動を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。この際、ローリング・ストック^{*}の活用についても普及に努める。また、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

さらに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についても、普及啓発を図るものとする。

※ ローリング・ストックとは、日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法。

4 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等に積極的に協力し、災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

5 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。

さらに、国土地理院等と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3節 防災のための教育

1 学校教育における防災教育

県・市（教育委員会）及び各学校等管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に留めるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務分担及び相互の連携等について組織及びマニュアルを整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において必要な防災教育を行う。

災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実させ、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。

また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

- (3) 防災思想の普及
P T A、青少年団体、女性団体等の研修会、各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。
- (4) 登下校（登降園）の安全確保
児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。
- ア 通学路の設定
- (ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
 - (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。
 - (ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。
 - (エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
 - (オ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
 - (カ) 特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。
- イ 登下校の安全指導
- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
 - (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
 - (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を挙げて指導する。

2 職員に対する防災教育

市職員が一丸となって積極的に防災にかかわる諸活動を推進するとともに地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識・技能の向上を図るため、地域防災計画、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施し、所要の指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材の育成に努める。

第12章 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

災害は広範囲な分野にわたる複雑な現象であり、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する調査研究を推進するため、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的な研究体制の確立を図る。

2 重点を置くべき調査研究事項

- (1) 危険区域等の把握
法により災害危険区域の指定を受けた地区の現況調査を行うとともに、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。
- (2) 危険区域等の被害想定
災害時において迅速的確な災害応急対応が実施できるように、社会的要請が強かつ調査の促進が必要とされている上記の危険区域等について、関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

3 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地区の把握、被害想定等各種の調査研究成果を活用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するため、防災アセスメント*を積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

* 防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業である。

4 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し記録する地籍調査の推進を図る。

5 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来具体的な防災施策を樹立するために活用するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第13章 放射性物質災害及び原子力災害の予防対策

1 災害の想定

(1) 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の(2)に記載する核燃料物質等を除く。）の取扱いに係る災害をいう。

(2) 原子力災害

核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。

2 実施内容

放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、防災関係機関との連携の下に、予防対策の整備を図る。

(1) 施設等の防災対策

放射性物質取扱事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全な体制をとる。

- ア 施設の不燃化等の推進
- イ 放射線による被ばく者の予防対策の推進
- ウ 施設等における放射線量の把握
- エ 自衛消防体制の充実
- オ 通報体制の整備
- カ 放射性物質取扱業務関係者への教育の実施
- キ 防災訓練等の実施

(2) 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図る。

(3) 防災対策資料の整備

市及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質保有事業所、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努める。

(4) 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の把握

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市、県及び放射性物質取扱関係事業者等は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

(5) 災害に関する知識の習得及び訓練等

市及び関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

第3編 災害応急対策段階

第1章 活動体制（組織の動員配備）

第1節 高浜市災害対策本部

高浜市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、市長は、災対法第23条の2第8項及び高浜市災害対策本部に関する条例の規定により、高浜市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）を設置し、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得つつ、有する全機能を發揮して災害予防及び災害応急対策の活動を実施する。

なお、高浜市水防計画による高浜市水防本部は、災害対策本部が設置された場合には同本部に統合される。

市災対本部の活動等の細部については、本計画に準拠して各部班単位で作成する「災害対策本部危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という。）に具体的かつわかりやすく記載するほか、突発性の高いゲリラ豪雨時など所要の職員の速やかな参集が困難な場合における初動期の活動に関して補完するために作成した「災害対応初動マニュアル」（以下「初動マニュアル」という。）を活用して、災害初期における活動を迅速かつ確実にを行うよう努めるものとする。

1 市災対本部の設置・廃止

(1) 設置の基準

市災対本部は、別紙第3「非常配備体制区分」のうち、第2非常配備及び第3非常配備の場合を基準として、市長が設置する。

(2) 組織

別紙第1のとおり。

(3) 設置場所

市役所庁舎2階 市長応接室及び2階会議室

(4) 廃止の基準

市災対本部は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき又は災害発生後における応急処置がおおむね完了したと認められたとき、市長が廃止する。

(5) 設置又は廃止の通知・公表

市災対本部を設置又は廃止したときは、市職員、関係機関、地域住民等に対し、次の区分を基準として通知・公表する。

| 通知及び公表先 | 通知及び公表の方法 | 責任者 |
|------------|--------------|--------|
| 愛知県防災安全局 | 高度情報通信ネットワーク | 都市政策部長 |
| 碧南警察署 | 電話・防災行政無線 | 都市政策部長 |
| 自衛隊 | 電話 | 都市政策部長 |
| 庁内各部 | 庁内放送及び口頭 | 各部長等 |
| 市出先機関及び学校等 | 電話 | 各部長等 |
| 衣東消防局 | 電話・防災行政無線 | 高浜消防署長 |
| 消防団 | 電話・防災行政無線 | 都市政策部長 |
| 自主防災組織 | 電話 | 都市政策部長 |
| 報道機関 | 口頭又は電話 | 企画部長 |

2 本部員会議

(1) 構成及び機能

本部員会議は、本部長、副本部長、各部長等、高浜消防署長及び消防団長で構成し、災害対策にかかわる次の事項について協議し推進する。

ア 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること

イ 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること

ウ 本部長の指示又は避難勧告等に関すること

エ 自衛隊に対する災害派遣の要請又は依頼に関すること

オ 災害対策に要する経費の処置方法に関すること

カ その他災害対策に関する重要な事項

(2) 会議の開催

本部員会議は、本部長が招集し開催する。

ア 場所は、原則として災害対策本部室で開催する。

イ 部長等は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出するものとする。

ウ 部長等は、必要に応じ班長他所管の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 部長等において、必要に応じ会議の招集を求めるときは、都市政策部長を通じてその旨を申し出るものとする。

オ 会議の決定事項のうち、本部長、副本部長又は部長等が関係職員に周知を要すると認めたものについては、各部長等を通じて速やかにその周知徹底を図るものとする。

3 各班の事務分掌

別紙第2のとおりとする。

なお、災害対策活動の具体的事項については、関係部署が緊密に連携・協力して、諸活動を円滑かつ効果的に推進するものとする。

第2節 動員計画

災害応急対策を円滑に実施するための必要人員・資機材を動員し配備するための計画であり、要員・資機材等の配備については、複合災害の発生も念頭において行う。

1 配備体制区分

別紙第3のとおりとする。なお、細部については、都市政策部長が市長の承認を得て、災害対応初動マニュアル及び災害対策本部危機管理マニュアルに記載するものとする。

2 配備の連絡

(1) 勤務時間内における伝達方法

市長（本部長）は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、それらの程度・規模に対応する配備体制をとり、必要に応じ本部員会議の開催する。

伝達系統は、別紙第4(1)のとおりである。

(2) 休日又は退庁後における伝達方法

当直者は、非常配備に該当する注意報、警報等を受領したとき又は市内における緊急災害情報を受理したときは、直ちに防災防犯グループリーダーに連絡するものとし、防災防犯グループリーダーは都市政策部長に連絡するものとする。

都市政策部長は、市長、副市長及び教育長に報告し、配備体制及び必要事項に関する指示を受け、各部長等及び防災防犯グループリーダーに連絡するものとする。

伝達系統は、別紙第4(2)のとおりである。

3 職員の招集、配備

(1) 招集

各部長等は、非常配備の指示を受けたときは、直ちに配備体制区分に応じて所要の班員を招集し、防災態勢を確立するよう努めなければならない。

(2) 配備に対する職員の心構え（職員の非常登庁）

ア 職員は、あらかじめ非常配備体制及び自己の任務について、十分理解し習熟しておかなければならない。

イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ・テレビの聴視、インターネット情報の閲覧、所属長や防災防犯グループへの照会等によるほか、自ら工夫して情報を得るように努めなければならない。

ウ 職員は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあるときは、非常配備の指示がないときであっても、状況に応じて所属長と連絡をとり、又は「非常配備・本部要員登庁基準」に照らして自らの判断で所定の部署に参集し、防災活動に従事するものとする。

エ もし、災害等により交通が麻痺又は著しく困難化し、あらゆる手段によっても定められた部署配備に就くことが不可能あるいは長時間を要する場合には、次によるものとする。

(ア) 通信連絡により、所属長又は本部から指示を受けること。

(イ) 前記(ア)が不可能な場合、状況に応じて判断するものとするが、速やかな連絡に努めるものとする。

4 職員の派遣要請等

- (1) 国の職員の派遣要請（災対法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）
市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。
- (2) 職員派遣のあっせん要求（災対法第30条）
市長は、知事に対し災対法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。
- (3) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- (4) 被災市町村への市職員の派遣
市長は、被災した他市町村へ職員を派遣する場合、職員の選定に際し派遣先地域や災害の特性等を考慮するよう努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 防災関係機関における体制

1 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに災害時の対応について平時からコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

2 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

3 惨事ストレス対策

- (1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、関係機関等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2章 通信手段の確保・運用

第1節 基本方針

大規模災害時における通信は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上から極めて重要であり、防災関係機関は非常用電源の確保を含めて、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完及び効果的な運用を図る。

- 1 災害の発生又は切迫に伴い、通信の輻輳が予想されるときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- 2 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により必要最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- 3 市及び防災関係機関は、災害にかかわる情報の収集・伝達及び各機関相互の通信連絡が迅速かつ円滑に行われるよう、無線及び有線を通じた通信を適切に運用するとともに、放送事業者への放送の依頼等を行う。

第2節 通信手段の確保及び運用

1 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として無線又は有線を利用した専用通信を使用することとされており、県及び市は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

2 防災相互通信用無線局の使用

市及び防災関係機関は、防災に関する通信を行うために設置した防災相互通信用無線局（MCA無線機）を活用して、災害現場等での円滑な情報の伝達を図る。

3 衛星通信設備の使用

市は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信設備により、映像を含む情報の受伝達に努める。

4 非常通信（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号）

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっているが、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的等にかかわらず運用することができる。

(1) 非常通信の通信内容

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- オ 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社・支部相互間に発受するものを含む。）
- カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの
- ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ケ 電力設備の修理復旧に関するもの
- コ 市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

5 災対本部臨時電話の設置

市災対本部に臨時電話を設置し、夜間でも即時に市外・市内自動通話ができる態勢をとる。

6 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

なお、電話による非常扱い・緊急扱いの通話のサービスは、平成27年7月で終了した。

(1) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(2) 非常扱いの電報

非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合に、別に定める事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる（8時から19時までの受付）。

- ア 非常扱いの電報の申し込みであること。
- イ 発信電話番号と機関名
- ウ 電報の宛先の住所と機関名等の名称
- エ 通信文と発信人名

(3) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる（8時から19時までの受付）。

- ア 緊急扱いの電報の申し込みであること。
- イ 発信電話番号と機関名
- ウ 電報の宛先の住所と機関名等の名称
- エ 通信文と発信人名

7 放送の依頼

緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。この際、(株)キャッチネットワーク及び(株)エフエムキャッチに対しては直接、それ以外に対しては知事を通して依頼する。

8 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3章 避難にかかわる諸活動

避難にかかわる住民の適時適切な判断及び避難行動を促すことによって被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく警報・注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

そのため、災害応急対策責任者（災対法第51条）は、気象警報等の伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の態勢及び関係機関との連携態勢をとる。特に、休日・夜間における態勢及び通常伝達系統障害時における補完に留意する。

また、市長は、災対法等に基づき、必要に応じて避難の指示のほか、避難のための可能な限りの措置を執ることにより、市民の生命及び身体の安全の確保に努める。

この際、逃げ遅れを防止するため、高齢者等避難を発令することにより、避難行動要支援者の円滑な避難や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

住民は、自らの生命を自ら守るため、気象警報等に関心を持ち、テレビ、ラジオ、同報無線、インターネット等の手段を活用して関連の情報、警報等を積極的に把握するとともに、隣近所のコミュニティーや自主防災組織に協力し、必要に応じて安全かつ円滑に避難行動を行うよう努める必要がある。

第1節 各種の警報等の伝達

気象業務法及び水防法に基づく特別警報、警報及び注意報、消防法に基づく火災気象通報、並びにこれらに関連する各種の通報及び対策通報を、災害対策関係機関相互間において迅速かつ確実に受領・伝達し、非常事態に対する防災措置の適切な実施を図り、被害を最小限度に防除するものとする。

1 警報等の種別と発表機関

気象庁（気象台）から発表・通知される特別警報、警報、注意報及び火災気象通報（以下「気象警報等」という。）のほか、火災警報、水防警報、水位情報及び土砂災害警戒情報の種類並びに発表機関は次のとおりである。

なお、気象警報等の発表基準は、資料7のとおりである。

- (1) 「特別警報」とは、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合において、一般の警戒を促すために報ずるものをいう。
- (2) 「警報」とは、県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合において、一般の警戒を促すために報ずるものをいう。
- (3) 「注意報」とは、災害の発生が予想される場合において、一般の注意を促すために報ずるものをいう。
- (4) 「火災気象通報」とは、名古屋地方気象台が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を通報するものをいう。
- (5) 「火災警報」とは、前記の「火災気象通報」を受けた知事が市に対し伝達し、市長が必要に応じて発するものをいう。

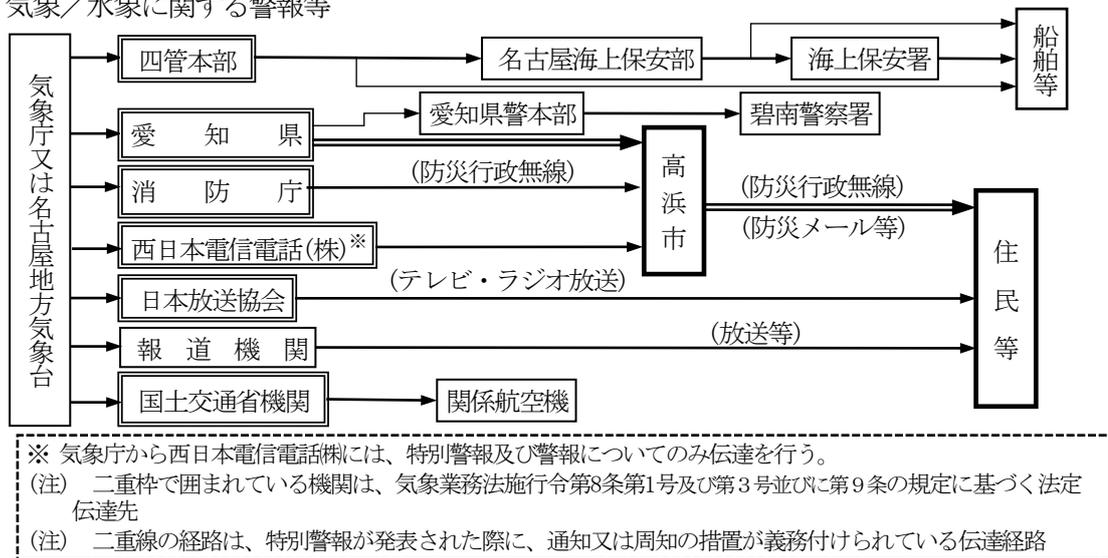
- (6) 「水防警報」とは、国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定する河川、海岸又は湖沼に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の警告を発するものをいう。
- (7) 「高潮に係る水位情報」とは、知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸（具体的には、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで））について、高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるものをいう。
- (8) 「土砂災害警戒情報」とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、県と名古屋地方気象台が共同で市町村ごとに発表する防災情報をいう。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。

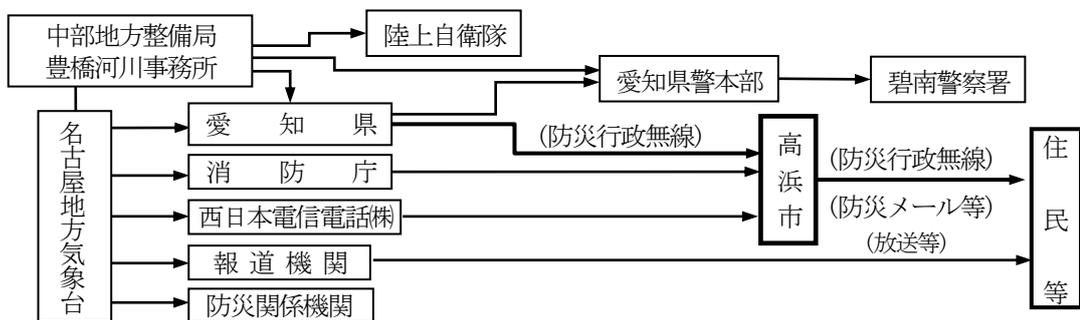
- (9) 「土砂災害緊急情報」とは、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水、地すべり等）が急迫した場合に、国、県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報をいう。

2 警報等の伝達系統

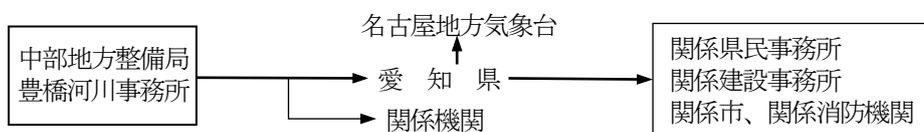
(1) 気象/水象に関する警報等



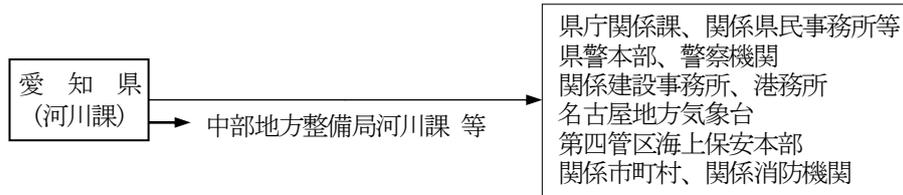
(2) 矢作川洪水予報



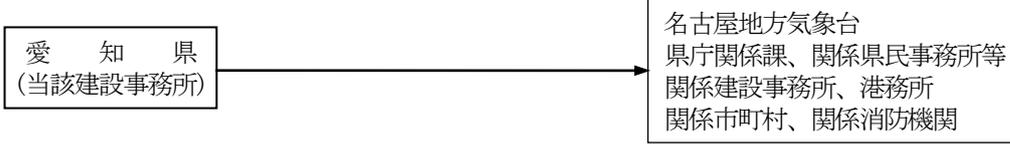
(3) 矢作川水防警報



(4) 三河湾・伊勢湾沿岸 高潮水位情報（高潮氾濫発生情報）



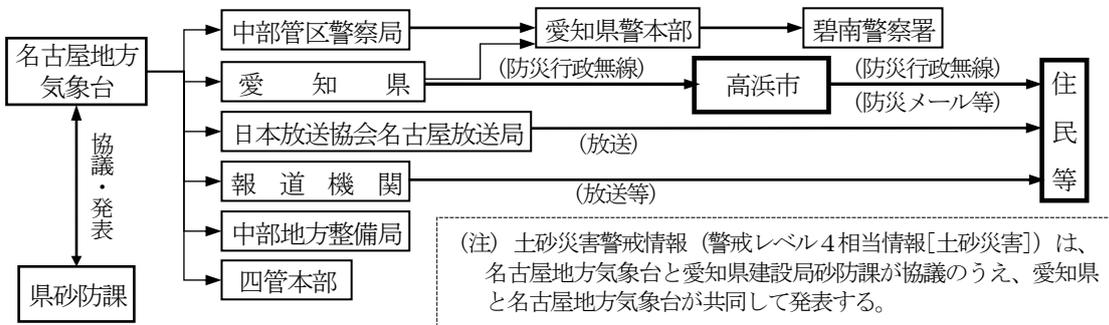
(5) 愛知県沿岸高潮水防警報



(6) 愛知県津波水防警報

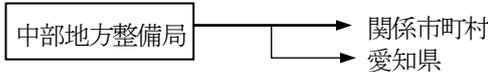


(7) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）



(8) 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水等）



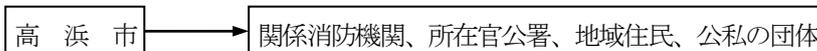
イ 大規模な土砂災害（地すべり）



(9) 火災気象通報



(10) 火災警報



3 市における措置

(1) 気象台が行う気象警報等は、防災防犯グループ及び高浜消防署で受報するほか、防災メールにより一斉伝達される。

(2) 防災防犯グループは、気象台が行う警報等を受報した場合は、直ちに市長、副市長等に報告し措置に関する指示を受けるとともに、必要に応じ無線通信や有線電話により関係各部等の長に伝達する。

(3) 伝達を受けた関係各部等の長は、直ちにその内容に応じた適切な措置をとるとともに、関係先等に伝達する。

(4) 防災防犯グループは、警報等のうち特に市内への周知を要すると認めるものについては、当該警報等を市内放送する等所要の措置をとるものとする。

4 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、その現象が水防、火災及び崖崩れに関する場合は市長（高浜消防署）へ、その他の場合は市長（高浜消防

署)又は警察署へ、それぞれ直ちに通報するものとする。

市長(高浜消防署長)は、異常現象を承知したときは、ただちに名古屋地方気象台、県の機関、隣接市町村に連絡するものとする。この場合において、異常現象の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

5 土砂災害に係る情報等の収集及び伝達

(1) 収集及び伝達

土砂災害警戒情報、危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、迅速かつ確実にを行うものとする。

危険区域に関して収集する情報の内容は、次のとおりとする。

- ア 急傾斜地の地表水、湧水及び亀裂の状況
- イ 竹木等の傾倒の状況
- ウ 人家等の破壊の程度及び棟数
- エ 世帯及び住民の数

(2) 情報収集体制の強化

市は、危険区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するため、危険区域ごとの自主防災組織、住民等と密接な連絡をとるものとする。

(3) 土砂災害に係る警戒体制

地域の特性を加味した上で、次の基準雨量例の区分に応じて、第2非常配備又は第3非常配備をとることを基準とする。

| 基準雨量例区分 配備区分 | 前日までの連続雨量が100mm以上あった場合 | 前日までの連続雨量が40～100mmあった場合 | 前日までの雨量がない場合 |
|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 第2非常配備 | 当日の日雨量が50mmを越えたとき | 当日の日雨量が80mmを越えたとき | 当日の日雨量が100mmを越えたとき |
| 第3非常配備 | 当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき | 当日の日雨量が80mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき | 当日の日雨量が100mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき |

6 市長の事前措置等(災対法第59条)

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

また、警察署長等は、市長からの要求に基づき、同様の指示を行なうことができる。この場合において、上記の指示を行なったときは、警察署長等は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第2節 避難情報

災対法第60条(市町村長の避難の指示等)の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(緊急安全確保措置)を指示することができる。

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4]避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況(警戒レベル5)において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要がある。

ることにも留意すること。

ア [警戒レベル3] 高齢者等避難

高齢者等の避難行動要支援者等に対して、早めに避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発表、河川の水位、雨量等に応じて、あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。

なお、避難指示を発令する際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難行動のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 県知事等への助言の要求

市長は、立退き避難を指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、避難情報の対象地域、判断時期等について、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり適切な判断を行うため、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言の活用を配慮する。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市長は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求することができる。

2 水防管理者としての立退きの指示

市長は、水防法に基づく水防管理者としての立場もあり、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

立退きを指示したときは、高浜警察署長に通知する。

3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

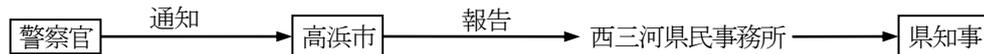
(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

- (2) 地すべり切迫時の立退き指示
知事等は地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。
- (3) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有
 - ア 市長への助言
知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。
また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言する。
 - イ ホットラインによる情報提供・共有
「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。
- (4) 市長の事務の代行
知事は、当該災害の発生により市が避難のための立退き指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。
- (5) 四管本部、自衛隊、県警察に対する応援要請
県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、四管本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。
- (6) 他市町村に対する応援指示
県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 県警察（警察官）における措置

- (1) 警察官職務執行法第4条による措置
警察官は、災害で危険な事態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることができる。警察官がとった処置については、順序を経て所属の公安委員会に報告される。
- (2) 災対法第61条による指示
市長による避難のための立退き若しくは緊急安全確保の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保の措置を指示することができる。
この場合の通知及び報告（災対法第61条第3項及び第4項）は次のとおり。



5 四管本部（海上保安官）における措置

災対法第61条による指示について、4（2）の警察官に準ずる。

6 自衛隊（自衛官）における措置

自衛隊法第83条、第83条の2により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」に準じて避難等の措置を執ることができる。この場合の報告系統（自衛隊法第94条）は次のとおり。



7 避難情報の内容

避難情報は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を基準とし、その主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難情報の区分
- (2) 避難対象区域
- (3) 避難情報の理由
- (4) 避難先
- (5) 避難経路（必要な場合）
- (6) その他の必要な事項

8 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとる

べき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、発令した内容について、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達してその内容の周知・徹底を図るものとする。

なお、細部については、以下の各号によるほか、「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」を参照するものとする。

(1) 伝達の方法

伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、防災ラジオ、MCA無線機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

また、Lアラートに情報を提供することにより、テレビ・ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ア 防災行政無線

同報無線放送（屋外拡声器及び防災ラジオ）によるほか、要所との間でMCA無線機の活用を努める。

イ 携帯電話（防災メール）

高浜市緊急通報システムの利用により、登録者（市職員、消防団、町内会、各種団体等）へメール配信により伝達する。

ウ Lアラート

Lアラートに情報を提供することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できる。

エ Lアラートが活用できない場合

Lアラートが使用できないとき又はLアラートに情報提供しても住民等への情報伝達が反映されない場合は、県を経由して放送局やインターネット事業者に協力依頼する。

(7) ラジオ、テレビ放送等

NHK、CBC、メーテレ、東海TV等の放送局に対し、県を通じて、勧告・指示を行った旨及び関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

また、ケーブルテレビ・FMラジオ局（KATCHネットワーク）に対し、避難の勧告・指示等の放送を直接依頼する。

(4) インターネットによる伝達

市長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。

オ 広報車

市の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

カ 個別巡回

避難情報を発令したときが夜間、停電時、激しい風雨時等、音声が伝わりにくいような場合等においては、市役所・消防署・警察署の職員、消防団員、各自治会等により、該当地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して伝達を行うほか、必要あるときは個別に訪問して伝達する。

キ 水防信号による伝達

危険区域の住民に避難のための立退きを指示する場合は、警鐘及びサイレンを利用して、水防法第13条の規定に基づき、愛知県が定める（昭和31年愛知県規則第34号）次の水防信号により伝達する。

| | |
|-----|---|
| 種 別 | 余韻防止サイレン信号 |
| 避 難 |  |

備考：信号を反復する回数は、適宜とする。

(2) 伝達系統

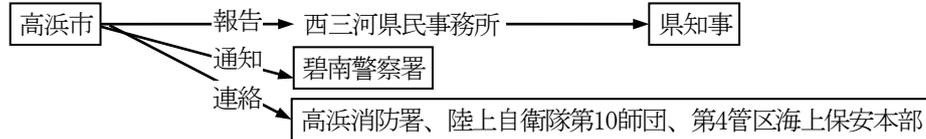
避難情報の伝達系統は別紙第6のとおりとする。

(3) 伝達の内容

避難情報を発令した場合の伝達の内容は次のとおりとする。

- ア 避難情報の区分
- イ 避難対象区域
- ウ 避難情報の理由
- エ 避難先
- オ 避難経路（必要な場合）
- カ その他の必要な事項

9 報告（災対法第60条第4項）及び通知（水防法第29条）



第3節 避難の方法

1 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知を図る。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。火の始末や戸締りを確実にする。電気は配電盤のサービスブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- (2) 大雨・台風期には災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階等に移動させる。
- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置をとる。
- (4) 避難者は、貴重品のほか、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、照明器具、救急医薬品等を携行する。これら以外の荷物は持ち出さない。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票を準備する。
- (6) 服装は軽装とするが、最少限の肌着等の着換えや防寒雨具を携行する。
- (7) 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人・老人・乳幼児を受入れている施設にあっては、平常時に立てておいた避難計画によるとともに、関係機関との連絡を密にするものとする。

2 避難誘導等

- (1) 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、警察官、消防職員、市職員等が避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行い、避難行動要支援者の避難を優先して行うものとする。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 指定緊急避難場所に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

3 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、早めの避難開始を促すことに留意し、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にとってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行う。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについて、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

ア 運送すべき人

イ 運送すべき場所

ウ 期日

第4章 被害情報等の収集・伝達・広報

第1節 基本方針

- 1 災対法第51条の規定により、災害応急対策責任者（指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。
- 2 災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう関係機関相互の活動体制を速やかに整備する必要がある。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制には十分留意する。
- 3 災害や事故が発生した直後は、まず可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 4 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 5 県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 6 市は、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 7 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第2節 被害状況等の収集・伝達

1 被害情報の収集

市は、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては、119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、協定先無人航空機事業者への委託を含め画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

2 災害の状況及び応急対策活動情報に関する県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。報告にあたり、県防災情報システムを有効に活用する。

県防災情報システムの様式第6号による報告項目は、次のとおり。

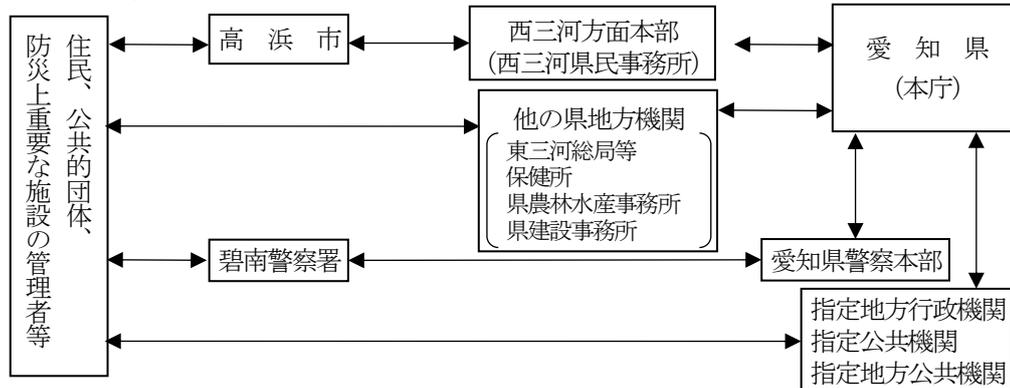
- (1) 被害の概況（原因、地区名、時）
- (2) 消防、水防機関等の出動状況
- (3) 応援要請の状況
- (4) 避難の勧告・指示の状況
- (5) 職員の派遣状況
- (6) 救助活動の状況
- (7) その他応援措置の概要
- (8) 要望事項

3 一般的な被害状況等の収集、伝達系統

(1) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

(2) 一般的な被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。

(3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとする。



(4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線確保する。

(5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

(6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

(7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

4 火災・災害等即報要領に基づく報告

(1) 第一報等

市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害等を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な

限り早く、わかる範囲で、その第一報を様式第8その1により県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、直接消防庁に対しても、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第一報を報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。



(2) 確定報告

確定報告は、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

5 県及び消防庁の連絡先

県（西三河方面本部、県庁）及び消防庁の連絡先は、別紙第7のとおり。

6 報告の種類及び様式

(1) 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確性よりも迅速性を優先することが望ましく、様式第7号により行うものとする。ただし、警報が発令されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発令後1時間以内に報告すること。

(2) 被害状況

災害概況即報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において逐次それぞれの該当する事項を、(5)の各様式（中間）により報告するものとする。

(3) 被害確定報告

被害の拡大のおそれなく、被害が確定した後の報告は、(5)の各様式（確定）により行うものとする。なお、各部等は災害対策本部が必要と認める事項について、その指示に従い報告するものとする。また災害応急対策完了後15日以内に県（西三河県民事務所）に文書により確定報告を行う。

(4) 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は24時間制を採用し、午前、午後の区別はしない等、報告の簡略化を図る。

災害の被害認定基準は、資料5のとおり（愛知県地域防災計画と共通）である。

(5) 被害報告の様式

| | |
|----------------------|------------|
| ア 人的等被害状況報告書 | (様式第8号その3) |
| イ 衛生施設関係被害状況報告書 | (様式第9号) |
| ウ 商工業及び観光施設関係被害状況報告書 | (様式第10号) |
| エ 農林施設関係被害状況報告書 | (様式第11号) |
| オ 農畜産物関係被害状況報告書 | (様式第12号) |
| カ 林業施設関係被害状況報告書 | (様式第13号) |
| キ 水産施設関係被害状況報告書 | (様式第14号) |
| ク 農地施設関係被害状況報告書 | (様式第15号) |
| ク 土木施設関係被害状況報告書 | (様式第16号) |
| コ 文教施設関係被害状況報告書 | (様式第17号) |
| サ 市有財産関係被害状況報告書 | (様式第18号) |

7 安否不明者・行方不明者に係る情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、高浜市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を得て正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連

絡するものとする。

8 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

9 孤立集落に係る情報の共有

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に連絡する。また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

10 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第3節 広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市民に対して必要な情報を周知徹底し、市民の動揺や被害の拡大防止を図るものとする。

広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

1 広報活動の手段

次の手段を有効に組み合わせて、住民等への災害広報を実施する。

- (1) 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- (2) 防災行政無線による放送
- (3) コミュニティFM やケーブルテレビの放送（KATCHネットワーク）
- (4) Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- (5) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- (6) 広報紙等の配布
- (7) 広報車の巡回

このため、放送設備を備えた公用車は、災対本部の指示により広報活動に従事させるようにする。

- (8) 掲示板への貼紙
- (9) その他

2 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとりべき措置
 - ウ 避難に関する情報（指定緊急避難場所・指定避難所、避難情報）
 - エ 救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況

- ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、Lアラートを活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

- (ア) 災害対策の重要事項
- (イ) 収集された情報の提供
- (ウ) 報道機関自体の取材及び放送等の依頼に対する協力

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も併せて行う。

ウ 人的被害の数（死者・行方不明者の数）については、県が一元的な集約・整理・突合・精査・調整を行い、広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が別に定める公表方針に基づき実施するものとする。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車で情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

4 記録写真の作成

被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

なお、各班において撮影した写真は、すべて本部班へ提出するものとする。

5 現地広報

被災地の住民に対する被害状況、応急対策に関する現地広報は、関係機関との協議を経て行う。ただし、緊急を要するときは、現場指揮者の判断により行うことができる。

第4節 災害救助法の適用

1 基本方針

市の区域内において、住家の滅失が一定規模以上であること、多数の者が生命・身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、知事に災害救助法による救助を要する状況にある旨を報告する。

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

なお、同法に基づく救助の実施については、県防災安全局と緊密な連絡のもとに行う。

2 救助の実施

(1) 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

(2) 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施する。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合には、避難

所の供与及び要配慮者等の避難支援のための輸送を行う。

事務取扱に関する細部は、内閣府「災害救助事務取扱要領」による。

3 市長への委任等

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び同法施行令第4条の規定により、市長が行うこととされる事務の内容及び期間が県から通知される。

事務委任により想定している各救助事務の実施者は、次表のとおり。

なお、災害が発生するおそれがある段階において災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類には、※を付して示す。

| 救助の種類 | 実施者 | |
|-----------------------------------|------------------|-----------------------------|
| | 局地災害の場合 | 広域災害の場合 |
| 避難所の供与※ | 市（県が委任） | |
| 輸送費及び賃金・職員等雇上費（要配慮者等の避難支援のための輸送※） | 市（県が委任） | |
| 応急仮設住宅の設置 | 県（建築局） | |
| 食品の給与 | 市（県が委任） | |
| 飲料水の供給 | 市（県が委任） | |
| 被服、寝具の給与 | 市（県が委任） | |
| 医療、助産 | 市（県が委任） | 県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部 |
| 被災者の救出 | 市（県が委任） | |
| 住宅の応急修理 | 市（県が委任） | 県（建築局） |
| 学用品の 給与 | 市立学校 児童生徒分 | 市（県が委任） |
| | 県立学校、私立学校等 児童生徒分 | 県（県民文化局、教育委員会） |
| 埋葬 | 市（県が委任） | |
| 死体の搜索及び処理 | 市（県が委任） | |
| 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 | 市（県が委任） | |

4 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びびこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第5章 救出・救助

第1節 救出・救助活動

1 方針

- (1) 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又はこの計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施する。
- (2) 市は、警備班（高浜消防署）の担任により、県警察、四管本部、自衛隊などと緊密な連携のもとに被災者の救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (3) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (4) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防局）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (5) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長（高浜消防署長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

- (6) 災害が発生した事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出部隊の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

2 対象者

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態であり、早急に救出しなければ生命に危険が及ぶような状態にある者を対象とする。災害が直接の原因となったり、罹災者が救助を要する状態にある場合を例示すると、おおむね次のとおりである。
- ア 火災に際し、火中に取り残されたような場合
 - イ 地震に際し、倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - ウ 水害に際し、流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合、又は山津波によって生埋めになったような場合。なお、災害が直接の原因でなくても当然救出されるべきものである。
- (2) 災害にあった者の住家等には関係なく、「災害にあった」という意味は本人自身の生命が危険になった状態を意味する。
- (3) 本人の過失によるものであるか不可抗力であるかを問わない。
- (4) 人の救出に限られ、財物は含まない。

3 応援協力関係

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、措置は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

5 応急公用負担等（災対法第64条（抜粋））

- (1) 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- (2) 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市長は、当該工作物等を保管しなければならない。

6 整備保存すべき帳簿は、次のとおりである。

- (1) 罹災者救出状況記録（様式第47号）
- (2) 罹災者救出機械器具受払簿（様式第48号）
- (3) 罹災者救出用機械器具修繕簿（様式第49号）
- (4) 罹災者救出用関係支払証拠書類

第2節 海上における避難救出活動

1 四管本部における措置

- (1) 四管本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 本部は、関係機関と緊密な連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。
- ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。
 - イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。
 - ウ 災害発生時の混乱、人心の動揺等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等治安の維持を図る。

- (3) 排出油等対策
- ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。
 - イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。
 - ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知する。
 - エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。
- (4) 船舶交通の安全確保対策
- ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。
 - イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。
 - ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。
 - エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。
 - オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。
 - カ 異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告（海上交通安全法）等の船舶交通の規制を行うものとする。
- (5) 救難対策
- ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。
 - イ 避難の指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。
 - ウ 第四管区海上保安本部は、市町村及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
 - エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (6) 治安対策
- 海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。
- 2 関係機関における措置
- 関係機関は、四管本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

- (1) 航空運用チームの設置
- 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。
- (2) 参画機関
- 航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。
- (3) 調整事項等
- 航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整を行うとともに、必要に応じて次の業務を行う。
- ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する航空情報（NOTAM）の発行依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (ア) 被害状況調査等の情報収集活動
- (イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (ロ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (ハ) 火災防御活動
- (ニ) 救急救助活動
- (ホ) 臓器等搬送活動
- (ヘ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 市町村等の要請による出動

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

- (ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。
- (イ) 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (ロ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

オ 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- (ア) 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。
- (イ) 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

(2) 市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害の発生場所

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

カ 応援に要する資機材の品目及び数

キ その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

ア 名古屋市消防航空隊（電話：0568-28-0119、FAX：0568-28-0721）

イ 防災安全局消防保安課防災航空グループ（電話：0568-29-3121、FAX：0568-29-3123）

(4) この項によるほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター一運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第6章 応援協力・災害派遣の要請

第1節 基本方針

- 1 各機関は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施することになっている。
- 2 市は、災害時あるいは災害切迫時において、関係機関や自衛隊による支援を円滑かつ効果的に得るため、応援要請や災害派遣要請の要求を行う前から情報の提供・交換に努めるとともに、要請・要求の内容を的確に伝達し、応援機関、部隊等の受け入れを円滑に行うよう努める。
- 3 被災地の速やかな自立や復興を進めるため、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 応援の要求・要請及び協力

1 応援の要求

(1) 県知事に対する応援要求等（災対法第68条）

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、高浜市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、原則として西三河方面本部を通じて県知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災対法第67条）

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、高浜市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の応援に関する協定に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

(3) 国、県、他市町村等の応援を受けた場合は、応援受入簿（様式第1号）により援護内容等を記録するものとする。

(4) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

2 県（防災安全局）における措置

(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災対法第70条、同法第74条の4）

知事は、県内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。

(2) 中部9県1市における応援要請

中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。

(3) 全国都道府県における応援要請

大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部3県1市）」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

(4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災対法第74条の3）

県は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。

(5) 市町村に対する応援

ア 市町村から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(6) 市町村の応急措置の代行（災対法第73条）

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき、他の都道府県警察に対し災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助要求を行う。

4 中部地方整備局における市町村の応急措置の代行（災対法第78条の2）

中部地方整備局は、高浜市及び愛知県が、被災により、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため高浜市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(1) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

(2) 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

(3) 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限

(4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

5 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

6 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

7 経費の負担

(1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災対法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第3節 応援部隊等による広域応援等

1 市の措置

- (1) 緊急消防援助隊等の応援要請
 - ア 市は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。
 - イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (2) 海上保安庁の応援要請の依頼
 - ア 市は、災害の発生に際し海上保安庁の応急措置が必要な場合は、県知事に、四管本部長に対する要請を依頼する。
 - イ 依頼は、次に掲げる事項を明示した要請書により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出する。
 - (ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由
 - (イ) 応急措置を希望する期間
 - (ウ) 応急措置を希望する区域
 - (エ) 活動内容
 - ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
 - ② 巡視船を活用した医療活動場所の提供
 - ③ 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
 - ④ その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等
 - (オ) その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）
 - ウ 知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、四管本部長に対して要請することができる。この場合、事後速やかにその旨を県知事に連絡する。
- 2 県（防災安全局）における措置
 - (1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立する。
 - (2) 海上保安庁への応援要請
 - ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、四管本部長に対して、応急措置の実施の要請を行う。
 - イ 要請は、1 (2) イに掲げる事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。
 - ウ 応急措置に係る要請書、受入等については、「第4節 自衛隊の災害派遣」に準じて行うものとする。
- 3 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき、他の都道府県警察に対し災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助要求を行う。
- 4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。
- 5 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）やTEC-FORCE等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第4節 自衛隊の災害派遣

災害から人命・財産を保護するために必要な応急対策を実施するにあたり、自衛隊の災害派遣が必要なときは、災対法第68条の2の規定に基づき、市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

1 災害派遣要請者（県知事等）における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

2 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者（県知事等）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を、関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災対法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を要求する。

3 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長など指定部隊等の長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

| 災害派遣の要請を受けることができる者 | | 担任地域 |
|--------------------|---|--|
| 陸上自衛隊 | 第10師団長 | 県内全域（ただし、尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任） |
| | 第10特科連隊長（令和6年3月20日まで） 第6施設群長（令和6年3月21日から） （豊川駐屯地司令） | 県東部（西三河南部、西三河北部、東三河南部、東三河北部） |
| | 第10後方支援連隊長 （春日井駐屯地司令） | 春日井駐屯地近傍 |
| 航空自衛隊 | 第1輸送航空隊司令 （小牧基地司令） | 県内全域 |
| 海上自衛隊 | 横須賀地方総監 | 県内全域 |

(5) 災害派遣の活動範囲

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 |
| 避難の援助 | 避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 遭難者等の搜索救助 | 行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。 |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。 |
| 消防活動 | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。 |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 給食及び給水 | 被災者に対し、給食及び給水を実施する。 |
| 入浴支援 | 入浴支援を行う。 |
| 物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 |

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

4 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣（自衛隊の自主派遣を含む。）が決定したときは、災害派遣要請者及び要求者は、受入れ態勢を整備し、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び関係機関相互の連絡にあたる。
- (2) 受入時には、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。
 - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。
 - (ア) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、高浜高等学校校庭を確保する。
これによりがたい場合のほか、必要に応じ資料3の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、周辺住民への周知を図る。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

- (イ) 受入れ時の準備
- a 着陸点には、資料3に示すⓂ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - b ヘリポート内の風圧に巻きあげられる物は、あらかじめ撤去する。
 - c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又は転圧を実施する。
 - d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等についてその都度広報を実施する。
 - e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

5 経費の負担

- (1) 自衛隊側が負担する経費は、派遣部隊等の給食、装備資機材、被服の整備・損耗・更新、燃料及び災害地への往復に要する費用（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行料は除く）等とする。
- (2) 災害派遣部隊受入れ側が負担する経費は、応急対策・復旧等に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費、宿泊施設等の借上料、損料、光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料、中日本高速道路株式会社等の管理する有料道路以外の有料道路の通行料等防災活動に要する費用とする。
- (3) 前2項に定める経費の負担区分に疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

6 派遣部隊の撤収要請

本部長（市長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに県知事（西三河県民事務所長）に対し災害派遣撤収要請依頼書（様式第3号）を提出する。

第5節 ボランティアの受け入れ

1 方針

市内に大きな災害が発生した場合、短期間に大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。このような場合には、公平を原則とする行政と、自由で多彩な対応をとることができるボランティアが、相互の活動原理の相違を認識した上で、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。被災地の速やかな自立や復興を進めるため、災害時に全国各地から集まるボランティアについて、受入・調整の窓口を設置して適切な受け入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 実施内容

- (1) 災害ボランティアセンターの開設
 - ア 必要な資機材を確保して、速やかに災害ボランティアセンターを設置（場所は別示）し、コーディネーターの派遣を日赤奉仕団等の協力団体に要請する。
 - イ 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受け入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報伝達や資機材の提供を行う等の支援を行うものとする。
- (2) NPO・ボランティア関係団体等との連携

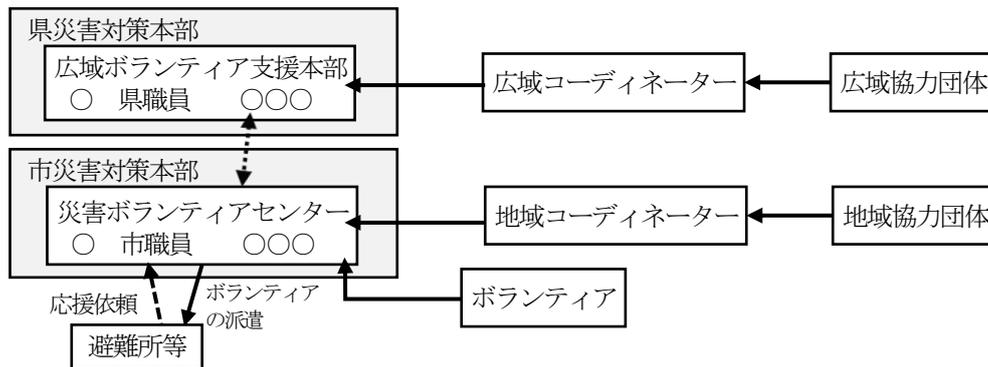
県及び市は、県内外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

3 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受け入れ（受付、需給調整等）やボランティアに対する支援要請の内容把握等を行い、ボランティア受入記録簿（様式第61号）に記録する。
- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をよ

り一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

4 ボランティアの受け入れの流れ



第6節 応急対策活動の補充措置

災害応急対策及び災害救助の実施に労働者の動員を必要と認めるときは、災害救助法による賃金職員等の雇い上げを行う。細部は、内閣府「災害救助事務取扱要領」（平成29年4月）によるほか、次のとおりとする。

1 賃金職員等の雇い上げ

- (1) 賃金職員等の雇い上げは、企画部長が行う。
- (2) 賃金職員等の雇い上げについては、公共職業安定所に依頼するほか適宜状況に応じて整備を図るものとする。また、埋葬、炊き出し、その他救助作業の労働者を雇い上げる必要がある場合は、県に要請する。
- (3) 雇い上げた賃金職員等に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、当該賃金職員等を使用した地域における平常時の通常実費程度を支給する。

2 賃金職員等雇い上げの期間

災害救助法施行細則に定める期間とする。

3 整理すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 賃金職員勤務状況表（様式第62号）
- (2) 賃金職員賃金支払関係書類

4 民間人に対する従事命令、協力命令等

災害救助法に基づき、必要に応じ、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対する従事命令、あるいは救助を要する者及びその近隣の者に対する協力命令を发出する。

なお、従事命令等の種類、執行者、命令対象者等は、資料4のとおり。

第7節 防災活動拠点の確保等

1 方針

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。
- (2) 当該拠点は、県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 防災活動拠点の区分、要件等（愛知県地域防災計画から抜粋）

| 区 分 | 地区防災活動拠点 |
|--------|------------------------|
| 災害想定規模 | 市区町村区域内の林野火災、局地的な土砂災害等 |
| 応援規模 | 隣接市町村等 |
| 役 割 | 被災市内の活動拠点 |
| 拠 点 数 | 市で1ヶ所程度 |

| | | |
|----|------|-----------------------------|
| 要件 | 面積 | 1㎡程度以上（できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能） |
| | 施設設備 | できれば倉庫等 |

3 防災活動拠点候補地

| 施設名 | 所在地 | 面積(ha) | 施設管理者 | 備考 |
|------------|-----------|--------|-------|------------|
| 五反田グラウンド | 向山町2丁目1-8 | 0.7 | 市 | 駐車場23台(共用) |
| 五反田第2グラウンド | 向山町2丁目1-8 | 0.4 | 市 | |
| 県立高浜高校 校庭 | 本郷町1丁目6-1 | 2.8 | 県 | 場外離着陸場 |

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

第1節 医療救護

災害時には、医療施設自体も被害を受け診療機能が低下する可能性がある一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる可能性が高い。

災害により医療機構が混乱し、罹災地の住民が医療の途を失った場合には、県が設置する保健医療調整本部との連絡調整、保健医療調整会議への参画などを通じて、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、近隣市等との広範囲な協力体制の早期確立に努める。

また、災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。なお、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託が想定されている。

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行規則による。

1 医療（災害救助法適用時）

市は、救護所を設置し、必要に応じて高浜市医師会、碧南歯科医師会、碧南高浜薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の指定避難所等における医療ニーズの把握に努める。

また、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

(1) 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

ア 医療を必要とする状態

- (ア) 医療を必要とする原因を問わない。
- (イ) 障がいを受け、疾病にかかった日時を問わない。
- (ウ) 患者自身の経済的能力の如何を問わない。
- (エ) 罹災者のみに限定されない。
- (オ) 応急的に医療を施す必要のある者

イ 医療の途を失った者

災害により医療機関がなくなるか、又はその機能が停止した場合

(2) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処理、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への搬送
- オ 看護

(3) 医療の方法

ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療・救護班によって行うものであるが、医療・救護班による救護ができない場合、又は医療・救護班による救護が適当でない者については、医療機関において救護を行うものとする。この場合に、救護を行う医療機関は原則として市内の医療機関とし、市内の医療機関で救護を受けることができない場合においては隣接市の区域内の医療機関とする。

- イ 収容所、（削除）救護所の設置及び巡回救護
（削除）罹災者の収容所その他適当な地点に（削除）救護所を設けるとともに、必要に応じて巡回救護を行うものとする。
- (4) 医療のための費用
医療に要する費用は次のとおりである。
 - ア 医療・救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
 - イ 委託医療機関等による場合
社会保険診療報酬の額以内
 - ウ 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内
- (5) 医療の期間
災害救助法施行細則を適用する。
- (6) 医薬品その他衛生材料の調達
医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- 2 助産（災害救助法適用時）
 - (1) 対象者
災害の発生の日以前、又は以後7日以内に分べんしたもので、災害のため助産の途を失った者（死産および流産を含む）。罹災者であるか否かを問わず、また経済的能力の如何を問わない。
 - (2) 助産の範囲
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前、分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
 - (3) 助産の方法
災害救助法による助産は、原則として医療・救護班によって行われるものであるが、医療・救護班による救護ができない場合又は医療・救護班による救護が適当でない者については助産機関において救護を行う。
 - (4) 助産に要する費用
 - ア 医療・救護班による場合
使用した衛生材料の実費
 - イ 委託助産機関
使用した衛生材料及び処置に要した実費
 - ウ 助産師による場合
当該地域における慣行料金の8割に相当する額
 - (5) 助産の期間
災害救助法施行細則を適用する。
- 3 救急搬送の実施
 - (1) 患者の搬送は、原則として衣東消防局及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
 - (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
 - (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）へ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、四管本部等がヘリコプター等により空輸する。
 - (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。
 - (5) 四管本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

4 医薬品その他衛生材料の確保

医薬品等の供給協力に関する協定を締結している機関をはじめ、他機関（薬局等）の協力を求めるほか、必要に応じ保健医療調整会議に調達の要請を行い、医薬品の確保に努める。

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。
- (4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。
- (5) 県は、県内において医薬品等を調達できない場合は、隣接県及び国の協力を得て、調達する。
- (6) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。
- (7) 県は、災害の規模に応じ医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。
- (8) 県薬剤師会は、県の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。

5 医薬品等の適正使用に関する活動

市は、薬剤師会等と協力して、指定避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

6 整備保存すべき帳簿

- (1) 医療・救護班診療記録（様式第41号）
- (2) 医療・救護班医療薬品衛生材料使用簿（様式第42号）
- (3) 医療・救護班の編成及び活動記録（様式第43号）
- (4) 医薬品衛生材料受払簿（様式第44号）
- (5) 病院診療所医療実施状況（様式第45号）
- (6) 助産台帳（様式第46号）

7 地元医師会、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

8 県（保健医療局）における措置

(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

ウ 市町村、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これ

らの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）（以下「JDAT」という。）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) DMATの派遣等

ア DMATの派遣要請

県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣を要請する。

イ 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対してDMATの派遣を要請するとともに、DMATの活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からのDMATは、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方のDMATの参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(3) 医療救護班の派遣要請等

ア 医療救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。

(4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）（以下「DPAT」という。）の派遣等

ア 愛知DPATの派遣

(7) 県は、必要があると認めるときは、（削除）DPAT（削除）先遣隊を派遣する。

(4) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。

イ DPATの派遣要請

(7) 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。

(4) 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

(5) JDATの派遣要請等

県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDATの派遣要請を行う。

(6) SCUの設置

ア 広域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に（削除）SCU（削除）を設置する。

イ 地域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市町村や関係機関と協力して、SCUを設置する。

第2節 防疫・保健衛生

生活環境の悪化した被災地においては、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症の発生が懸念されるので、これを防ぐため、感染症の予防及び感染症の患

者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い、防疫、保健衛生活動を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

1 防疫組織

市は、災对本部内に防疫組織を設け、県災对本部の防疫組織、保健所等との緊密な連絡調整を図る。

県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。また県は、必要があると認められるときは、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を編成・派遣する。

2 積極的疫学調査及び健康診断

- (1) 市は、県（保健所に派遣される防疫班）の指示及び指導に基づき、浸水地域及び指定避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。
- (2) 積極的疫学調査の実施体制は、医師1人、保健師(又は看護師)1人、助手1人、計3人を基準とする。
- (3) 積極的疫学調査は、下痢患者や有熱患者が現に発生している地域、浸水地域及び指定避難所、その他の衛生条件に良好でない地域を優先し、緊急度に応じ段階的に順次実施する。浸水地域においては通常1回以上、指定避難所においては特に下痢・有熱患者が多発する徴候が現れた場合は適宜考慮する。
- (4) 実施にあたっては、県の協力を得て情報の的確な把握に努めるものとする。指定避難所にあつては衛生に関する自治組織をつくるよう指導し、その協力を得るようにする。
- (5) 積極的疫学調査の結果必要があるときは、感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

3 防疫措置

(1) 生活環境に対する措置

次に掲げる事項について、災害の規模・様態に応じ範囲及び期間を定めて行われる県からの指示に応じて実施する。

- ア 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除
- ウ 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

(2) 患者等に対する措置

- ア 被災地域において一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要がある場合は、県が患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。
- イ 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院させることができる。

(3) 感染症法第31条に基づき、生活の用に供される水について使用又は給水が制限・禁止が命じられた場合は、当該期間中、生活の用に供される水を供給する。

4 指定避難所等の衛生管理等

- (1) 指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

また、指定避難所等の管理者を通じて、指定避難所等において衛生に関する自治組織を作るよう指導する。

- (2) 給食従事者は健康診断を終了した者を当て、できるだけ専従とする。
- (3) 県及び市は、指定避難所等の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。
- (4) 市は、必要に応じ、指定避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、避難者の健康相談を行うとともに、県と協力して、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。特に要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。

5 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合は、その指示に従い的確に実施する。

6 栄養指導等

- (1) 県及び市は、指定避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、指定避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

7 健康管理

- (1) 県及び市は、必要に応じ、指定避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

8 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域での保健活動
 - ア 市は、地域の被災状況を把握して保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。
 - イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市町村に情報提供と支援を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援
 - ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
 - イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子供たちへの健康支援活動
 - ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
 - イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

また、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して、DPATの派遣を要請する。

9 衛生教育及び広報活動

- (1) リーフレット、ポスター等により、災害時における感染症に関する注意事項の周知を図る。
- (2) 市広報紙及び報道機関の協力を求め、感染症予防に関する広報活動を行う。
- (3) 積極的疫学調査、健康診断、消毒等を実施する際はもとより、被災者に接するあらゆる機会をとらえて衛生指導を行う。

10 災害時健康危機管理の全体調整

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。
- (2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、DHEATを編成・派遣する。

11 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき必要があると認めたときは、自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置

については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。

- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請する。
 - (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。
 - (7) 県は、市からの求めに応じ、又は必要と認めるときは、DPATを派遣する。
 - (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。
 - (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。
また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
 - (10) 県は、必要があると認めるときは、国等に対してJDATの派遣要請を行う。
 - (11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- 12 自宅療養者等の避難確保（県保健衛生局・感染症対策局における措置）
- (1) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
 - (2) 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

第1節 基本方針

- 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災対法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 2 災害時においては、応急対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑化を図るよう、道路、鉄道、港湾等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 3 緊急輸送道路の復旧作業等を、他の道路に優先して実施する。
- 4 県、市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第2節 道路交通規制等

災害等により道路施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により覚知したとき並びに災害が発生した場合において災害応急対策に従事するため又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、速やかに必要な規制を行う。

ただし、市長は、市以外の者が管理する道路で、その管理者に通知して規制するいとまがない時は、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制又は混乱緩和の措置を実施する等の応急措置をとるものとする。この場合、市長は速やかに管理者に連絡して、正規の規制を行わせるものとする。

1 実施責任者

規制の実施は、次の区分によって行う。ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡を取り、適切な処置が取られるよう配慮する。

| 区 分 | 実施責任者 | 範 囲 |
|-------|----------------|---|
| 道路管理者 | 大知市 市長 | ① 道路の損壊、決壊、その他の理由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため止むを得ないと認められる場合 |
| 警 察 | 公安委員会 警察署長 警察官 | ① 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 ② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると |

| | | |
|--|--|--|
| | | 認めるとき。 ③ 道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生じ、又はその恐れがある場合 |
|--|--|--|

2 発見者等による通報

(1) 災害時に、道路橋りょう等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。

通報を受けた市長は、その路線管理者又はその地域を所管する警察署・警察官に速やかに通報する。

(2) 道路管理者及び上下水道、電気、ガス電話等道路占用施設設置者は所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、その道路を所管している者に直ちに通報するものとする。

3 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(1) 緊急交通路*の確保

※ 緊急交通路とは、県公安委員会が、災対法第76条第1項に基づき、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときに、政令で定めるところにより、緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためにその通行を確保することが市区に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の通行を禁止し、又は制限する対象となる道路の区間をいう。

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

| 分類 | 態 様 |
|--------|---|
| 緊急通行車両 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 |
| 規制除外車両 | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 |

(3) 交通規制の実施

| 分類 | 態 様 | | | | |
|--------------------|--|---------|---|--------------------|---|
| 初動対応 | <table border="1"> <tr> <td>交通情報の収集</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 </td> </tr> <tr> <td>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。 </td> </tr> </table> | 交通情報の収集 | <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 | 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整 | <ul style="list-style-type: none"> 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。 |
| 交通情報の収集 | <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 | | | | |
| 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整 | <ul style="list-style-type: none"> 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。 | | | | |
| 第一局面（災害発生直後） | <ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 交通規制の方法は、災対法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 | | | | |

| | |
|--|--|
| | なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。 |
| 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面） | 第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。 |

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないときは、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づき、レッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災対法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

4 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災対法第76条の3の規定により通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

5 自動車運転者の措置

災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、同法第76条の2の規定により次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

6 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に

緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

7 規制の標識等

規制を行う場合、実施責任者は、次の標識を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年十二月十七日総理府・建設省令第三号）に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。標識の様式は次のとおりである。

(1) 規制標識

- ア 道路法第45条（道路標識等の設置等）によるもの
- イ 道路交通法第9条（道路標識等の設置等）によるもの
- ウ 災対法施行規則第2条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）によるもの

(2) 規制条件の標示

規制標識には次の事項を明示する。

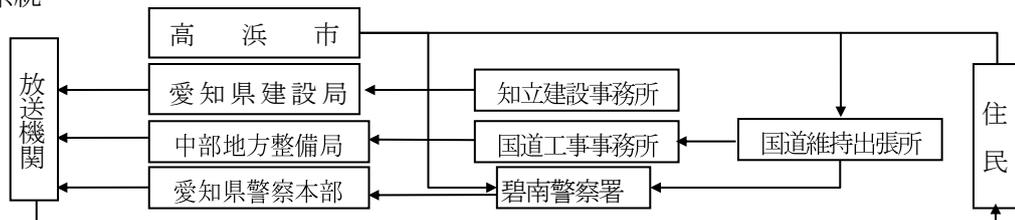
- ア 禁止・制限の対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限にかかる規制については適当な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないよう努めるものとする。

8 報告等

実施責任者は、規制を行ったときは次の要領により報告・通知するものとする。

(1) 系統



(2) 報告・通知事項

各関係機関は、報告・通知にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止・制限の種別と対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由
- オ 迂回路その他の状況

第3節 道路施設対策

1 県（建設局）における措置（国道247号線及び国道419号線を含む。）

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。
- イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。
- ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

高浜市域における緊急輸送路図は、別紙第14のとおり。

- ウ ア及びイの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。
- エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。
- ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に、道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

2 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- イ 道路情報システムの活用などにより、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

- ア 市管理の道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して、緊急の復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。この際、市管理以外の緊急輸送道路との接続について、当該管理者との緊密な連絡調整に努める。
- 高浜市域における緊急輸送路図は、別紙第14のとおり。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急工事の実施が困難な場合、要員の確保について、県へ応援を要求する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について、関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

3 中部地方整備局における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
- イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
- ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。
- エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保
- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
 - ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
 - エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
 - オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
 - カ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- (3) TEC-FORCEによる活動支援
- 必要に応じてTEC-FORCE等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。
- (4) 情報の提供
- 緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供する。
- (5) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整
- ア 検討会の設置

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。

 - ※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。
 - ※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。
 - イ 検討会の開催

名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

第4節 鉄道施設対策

鉄道会社は、鉄道施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

- 1 列車の避難及び停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 2 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 3 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。
- 4 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

5 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第5節 緊急輸送手段の確保

1 実施機関、部署等

災害輸送は、他の計画で別に定めのあるもののほか、その応急対策を実施する機関・部署が行う。

2 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 舟艇による輸送
- (4) 飛行機、ヘリコプターによる空中輸送
- (5) 労働者等による輸送

3 市における措置

災害輸送のための輸送力の確保は概ね次によるものとする。

(1) 輸送力確保の優先順位

自動車等の借上げは、概ね次の優先順位による。

- ア 公的団体の車両等
- イ 応急災害対策実施機関所有の車両等
- ウ 営業者所有の車両等
- エ 自家用車両

(2) 営業用貨物自動車は、次の区分で借上げる。

- ア 小型車両 市本部及び県西三河方面本部
- イ 大型車両 県本部及び県西三河方面本部

ただし、急を要するときは、市本部で直接大型車両を借上げて差支えない。

(3) 市災对本部における自動車、舟艇の確保

災害輸送を要する各部は、総務部長に次の要件を明示して配車の要請をする。

- ア 輸送期間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両の台数等
- ウ 集合の場所及び日時
- エ その他の条件

(4) 市所有以外の車両等の使用

市所有の車両等で輸送が困難な場合は、車両等を借上げる。

(5) 臨時職員等による輸送

車両等による輸送が不可能な場合の輸送力の確保については、第3編第6章第6節「応急対策活動の補充措置」による。

(6) 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保する。次の者に対する従事命令の方法については、第3編第6章第6節「応急対策活動の補充措置」を参照すること。

- ア 地方鉄道事業者及びその従業者
- イ 軌道経営者及びその従業者
- ウ 自動車運送事業者及びその従業者
- エ 船舶運送事業者及びその従業者

(7) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(8) 災害輸送の記録

災害輸送を実施した場合は、次に掲げる車両の使用、その他輸送に関する記録を作成し、又は整備保存するものとする。

ア 輸送記録簿（様式第63号）

イ 燃料及び消耗品受払簿（様式第64号）

ウ 修繕費支払簿（様式第65号）

エ 輸送費関係支払証拠書類

オ 救助実施記録日計表

4 県（防災安全局、各部局）における措置

(1) 市町村から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災対法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送及び一時保管等を要請する。

5 中部運輸局の措置

(1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。

(2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあっせんを行う。

6 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

7 港湾・漁港管理者の措置

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁などの係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。

8 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

(1) 応急（復旧）対策作業に従事する者

(2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者

(3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資

(4) 医薬品、衛生機材等

(5) 応急（復旧）対策用資材及び機材

(6) その他必要な人員及び物資、機材

(7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

9 緊急通行車両の確認

(1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。

(2) 災対法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第2節3(5)「緊急通行車両の確認等」による。

10 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次のとおり。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア 罹災者を避難させるための移送

市長、警察官、避難指示者の指示に基づき、長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

- 重症患者で医療班で処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所へ急患を移送
あるいは医療関係者の移送等
- ウ 罹災者救出のための輸送等
救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した罹災者の移送
- エ 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器、その他機械器具、資材の輸送
- オ 救助用物資の輸送
罹災者に支給する被服、寝具、その他必需品、炊事用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送
- カ 遺体捜索のための輸送
遺体捜索のための必要な人員、資材等の輸送
- キ 遺体処理のための輸送
衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるため必要な人員、遺体の移送
- (2) 輸送の期間
輸送の期間は災害救助法施行細則で定める期間である。
- (3) 費用の限度
輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、愛知県における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用自動車等の借上げについては、借上料金（運転手付）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度内）で所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇い上げのときは、その賃金）程度の費用とする。輸送費借上料の請求に当って債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。
- (4) 報告その他事務報告
輸送に関する記録は、1(8)「災害輸送の記録」によるものとするが、災害救助法によるものとそれ以外のものとは区分整理する。

第9章 水害防除

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に関する措置を実施する。

洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

第1節 水防

本市の海岸及び河川の河口部には、伊勢湾台風後高潮に対応できる堤防が整備されたが、その後、堤防外の地域にも住宅、事業所等の建設が行われている。高潮や河川の氾濫が発生した場合、臨海部の埋立地を含む低地では浸水被害が生じることが想定され、個人の財産や公共施設等に大きな被害を与えることが予想される。

1 基本方針

市及び関係機関は、堤防の亀裂、水門等の損壊による浸水のおそれがある場合、又は浸水が発生した場合、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の局限及び拡大防止に努める。

2 水防活動

浸水対策については、愛知県水防計画及び高浜市水防計画に基づき、次の事項を実施する。

(1) 水防団（消防団）の出動

市長は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及び市の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(2) 監視、警戒活動

市及び関係者は高潮警報が発表されたとき、又はこれに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、海岸等を巡視し、既存の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたり、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者及び県に連絡する。

- (3) 住民の自衛措置
市及び関係機関は水防上必要な措置をとるものの、地理的特性によって局地的に被害に影響する場合がある。このため、住民は被害が予想される場合にあってはラジオ等の情報に注意し、自衛のため必要な措置をとるものとする。
- (4) 関連情報の収集、報告及び提供
適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川・海岸の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関は、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。
また、河川、海岸、水門等の被害状況その他水防活動に伴う状況の報告、通報及び連絡は、第2章「通信手段の確保・運用」及び第4章「災害情報の収集・伝達・広報」によるものとする。
- (5) 樋門等の操作
樋門等の管理者（操作管理者を含む。）は、高潮警報が発表された場合は、直ちに樋門等を操作できる体制をあらかじめ整え、水位の変動を監視し、必要に応じて樋門等の適切な開閉を行う。
- (6) 避難の勧告・指示等に関する広報活動
高潮警報その他危険が切迫していると認められる場合における住民に対する避難の勧告・指示等の周知方法は、第3章「避難にかかわる諸活動」による。
- (7) 漏、溢水防止応急復旧活動
高潮等により堤防、水門等に応急措置の必要が生じた場合には、高浜市水防計画に準拠して災害復旧活動を実施するほか、被害の程度、規模等状況に応じ可搬式ポンプによる応急排水を行う。
- (8) 決壊等の通報及び決壊後の処理
水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。
また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (9) 緊急通行
水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。
- (10) 公用負担
水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。
- (11) 警戒区域
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（これらの者が不在のとき又は要求を受けたときの警察官）は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- 3 たん水排除
市又は土地改良区（高浜市土地改良区、明治用水土地改良区）は、河川、海岸堤防の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」に基づきたん水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちに応急措置を施す。
- 4 応援協力関係
- (1) 水防活動
- ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。
なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行う。
- イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、

自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、警察署長に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

- (2) たん水排除
次節を参照すること。

第2節 防災営農

- 1 農地及び農業用施設に対する応急措置（県、市、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区）

- (1) ポンプ排水による農地のたん水排除
市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

また、県は、一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

- (2) 積み土のう工等による排水機の浸水防止
市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、積み土のう工等により浸水を防止して、排水機場の保全に努める。被災により排水機の機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

- (3) ダム・ため池の堤防決壊防止
県、市、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮しつつ水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

- (4) 用排水路の決壊防止
市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、愛知用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急工事を行う。

- 2 農作物に対する応急措置（県、市及び農業協同組合）

- (1) 災害対策技術の指導
市は、被害の実態に即し必要な技術対策を樹立し、県西三河農林水産事務所、農林水産事務所農業改良普及課、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

この際、災害応急対策に関する指導の一元化と分業の明確化に努め、重複指導等のないよう指導方針等の統一を行う。

- (2) 病害虫の防除

ア 防除指導等

市は、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策に関し、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示又は指導する。

イ 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の確保

市は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、市内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、県に防除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。

- (3) 凍霜害防除
名古屋地方气象台から発表される霜に関する注意報が伝達された場合、市及び農業協同組合は、農家に伝達して注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

- (4) 種苗対策

次期栽培用の自家産種子の確保及び現在栽培中の予備種苗の確保配分等について、適切な早期予防措置の指導を行う。

(5) その他

果樹、施設園芸、養魚池等は、予想される非常時に対処できるよう、それぞれ応急対策の指導を行う。

3 家畜等に関する応急措置（市、県及び畜産関係団体）

(1) 家畜の管理指導

市は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。細部は次のとおり。

ア 畜産施設の補強整備、生産物の集出荷の迅速化を図る。

イ 畜産飼料の緊急確保と輸送体制の整備を図る。

ウ 病傷家畜の保険体制の強化を図る。

(2) 家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県、中央家畜保健衛生所を中心とした防疫組織の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

市は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、県への連絡により、愛知県飼料工業会等に対し、市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。

イ 県は、市町村及び土地改良区からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

ウ 市及び土地改良区は、ダム、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中撒布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

第3節 流木の防止

高浜市に所在する貯木場は、現在は貯木に使われていないが、今後もし木材が存在した場合に、洪水、高潮等により木材が一旦流出すると、その危害は極めて大きくなる可能性がある。その安全を確保するための、貯木場における措置及び流木に対する措置については次のとおり。

1 実施責任者

(1) 貯木場における措置

貯木木材所有者、占有者

(2) 流木に対する措置

ア 貯木木材所有者、占有者

イ 市長

2 実施内容

(1) 貯木場における措置

港湾水域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を自ら又は荷役業者を用いて閉鎖し、又は貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等により、木材、筏の混乱、流散の防止を図る。

高潮により流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水、溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置する等、流出防止に努める。

なお、市及び県警察は、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し、木材の流出防

止につき必要な措置をとるよう指示する。

(2) 流木に対する措置

ア 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

イ 港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、四管本部、港湾管理者及び市は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

ウ 河川流域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

エ たん水又は浸水地域に漂流する流木については、市はウに準じた措置をとる。

3 その他

流木の除去活動の実施が困難である場合、県を通じて、自衛隊へ応援を要請する。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 指定避難所の開設・運営

市は、災害のため避難した居住者、滞在者、被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、次によるほか、細部は避難所運営マニュアルに基づいて行う。

- (1) 指定避難所の施設管理者、当直者等に対して、災対本部から指定避難所を開設する旨及び受入れ準備等必要な指示を行う。
- (2) 施設班は、開設した指定避難所に必要な班員を派遣し、指定避難所の管理、避難者に対する指示、本部との連絡にあたる。
- (3) 災対本部から開設指示がない場合で、現に避難者がいるとき又は班長が必要と認めたときは、当該施設の管理者と協議の上、開設することができる。この場合、事後速やかに本部長に報告しなければならない。
- (4) 市長は、指定避難所及びその位置を住民に知らせるため、広報伝達をするとともに所要の箇所に表示、標識を設置する。

2 多様な避難所の確保

必要に応じ、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

3 他市町村又は県に対する応援要求

市は、市内において指定避難所の開設が困難な場合（不足する場合）、他市町村又は県に対し避難所の開設について応援を要求する。

4 指定避難所の管理、運営

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市の職員等を配置するとともに、指定避難所の運営に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

指定避難所の指定施設の管理者及び派遣された職員は、避難所運営マニュアル等によって指定避難所の円滑な管理、運営に努めること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、指定避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。

(3) 指定避難所が危険になった場合の措置

指定避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

指定避難所の運営においては、多種多様な問題が発生することが予想される為、避難者のニーズを早急に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシー確保に配慮すること。

(5) 指定避難所運営における女性の参画等

女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めること。

(6) 避難者への情報提供

常に災対本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせることにより、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者に促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を指定避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

指定避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあたっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者については、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

指定避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

指定避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取り扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が指定避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」（様式第68号）に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

災害発生後、一定期間が経過し、指定避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、並びに避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じて生活衛生同業組合へ要請する。指定避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県

を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど指定避難所の公衆衛生の向上に努めること。

(13) 感染症対策

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めること。

5 避難所の開設報告及び避難者状況報告

市長は避難所を設置した場合は、直ちに避難所開設状況を県に報告しなければならない。報告内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び避難所別避難者人員
- (3) 開設期間

6 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 避難所受入れ台帳（様式第19号）
- (2) 避難所用物資受払簿（様式第20号）
- (3) 避難所開設及び避難者状況（様式第21号）
- (4) 避難所の開設に要した支払証拠書類
- (5) 避難所の開設に要した物品受払証拠書類

7 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し被災した住民の避難が、高浜市の区域又は県域を越えて必要となる場合は、愛知県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援

避難行動要支援者の安否確認・避難誘導、避難の支援については、第3章第3節第3項のとおり。避難後における避難行動要支援者への対応については、地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐものとする。

また、指定緊急避難場所から指定避難所への移送が必要な場合は、避難支援等関係者と連携して、これを行う。

1 伝達方法を工夫した情報提供

外国人や障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくい場合があることから、複数の手段を組み合わせるなど、伝達方法を工夫して情報の提供を行う。

2 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

また、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

3 福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要配慮者の避難所・在宅等における生活状況と福祉ニーズを把握するとともに、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

- 4 福祉サービスの継続支援
福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。
- 5 県に対する広域的な応援の要請
保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。
県は、厚生労働省ほか関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。
また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DCAT）を編成し、派遣する。
- 6 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、支援ニーズを収集する。
 - (1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
 - (2) 県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報及び通訳・翻訳の支援等の活用
 - (3) 通訳ボランティア等の指定避難所等への派遣
- 7 災害救助法の適用
災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。
また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の確保、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりで構築された体制を活用して、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、対応していくことが必要である。

- 1 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨を広報すること等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。
- 2 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
市は、安全な帰宅に資する災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- 3 その他の広報
市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- 4 帰宅途中で救援が必要となった人等への対策
帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助、避難所等の対策を図る。
- 5 事業者や学校等における措置
発災時には、事業者や学校などは、組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するものとする。

もし、被災者で交通及び通信の途絶により孤立状態が発生した場合には、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

第1節 給水

災害により飲料水が枯渇又は汚染した場合、現に飲用に適する水を得ることができない者に対し、必要最小限の飲料水を供給する。

1 飲料水の供給

- (1) 対象者は、災害により現に飲料水を得ることができない者とする。
- (2) 飲料水の供給は、下水給水班により行うものとする。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後使用するものとし、飲料水は末端配給までの適当な箇所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (5) 飲料水の1人1日当たりの給水量は、3リットル程度を目標とする。
- (6) 取水する水源は、必要に応じ最寄りの非被災水道事業者と協議して確保するが、これにより難しい場合は、都市政策部長は比較的汚染の少ない井戸水、河水等の水源を確保して取水し、ろ過した後塩素剤により滅菌を行い、末端の給水時の遊離残留塩素が0.4ppm程度のものを供給する。
- (7) 取水した水は、タンクその他適当な容器に入れ、車両等において搬送し、給水するものとする。
- (8) 市は、自ら飲料水の供給が実施困難な場合は、他市町村又は県に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材について応援を要請する。市町村相互の応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」の内容を基本として、給水活動を実施する。災害が拡大し、隣接市町村等においても水源確保が困難なときは、市長は知事に要請して船艇等による給水を受ける。
- (9) 供給のための費用
飲料水の供給に必要な次の費用は、市において負担する。
ア 応急給水に要する労働者賃金及び輸送費
イ 応急給水に要する機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 整備保存すべき帳簿

- ア 飲料水供給記録簿（様式第35号）
- イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（様式第36号）
- ウ 給水用機械器具修繕簿（様式第37号）
- エ 飲料水供給のための支払証拠書類

第2節 食品の供給

災害により、食料の配給、販売機構等が麻痺・混乱し、あるいは住家の被害等により自宅で炊事等ができず、日常の食事に支障が生じたときは、応急的な炊き出しを行ったり、住家に被害を受け一時的に縁故先へ避難している者に対しても必要な食料品を支給したりすることにより、一時的に被災者の食生活を支援する。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料の円滑な供給に十分配慮する。

1 対象者

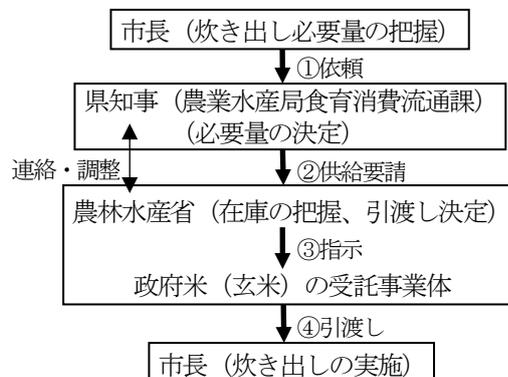
- (1) 指定避難所に避難した者
- (2) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であつて、炊飯のできない者
- (3) 旅行者、一般家庭来訪者等で、食料品の持ち合わせがなく、かつ調達のできない者
- (4) 被害を受け、一時縁故者先等に避難する者で、食料品の持ち合わせがない者

2 供与の方法

炊き出し及び食品の供与を行うときには、責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者（町内会、日本赤十字奉仕団、婦人会等）を定めるものとする。なお、市で調達できない場合は、災害応急食料の供給を県知事に要請するものとする。

- (1) 市は、概ね次のとおり食品を供給する。
 - ア 備蓄食料、自ら調達した食品、応援要求等により県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
 - イ 熱源の使用が不可能な時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
 - 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
 - ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
 - エ 高齢者、乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。
また、食物アレルギー等にも配慮して、食品を供給する。
 - オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、食料、物資等が提供されるよう努める。
- (2) 他市町村又は県へ応援要求
備蓄物資や自ら調達した食品では被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送がプッシュ型により開始される場合があることに留意する。
- (3) 米穀の原料調達
 - ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づいて実施する。
 - イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
 - ウ 市長は、緊急に必要とする場合は、電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに県知事に報告するものとする。
 - エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



- (4) 炊き出しの場所等
指定避難所内又はその近くの適当な場所を選んで行い、これがないときは、飲食店、旅館等を使用する。

(5) 給与のための費用

- ア 主食費、副食費、燃料費、雑費（器物の使用謝礼金又は借上料等を含む。）を支出する。
- イ 炊き出しその他による食品給与のため支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則を適用する。
- ウ 災害を受けていない住民に対して市長が販売業者に代わって行う応急配給については、当然住民が負担すべきものであり、救助作業を行う者に対して行う配給は、県又は市が負担すべきものであるから、炊き出しの費用区分は、この点を明確にしなければならない。

3 食品調達の方法

- (1) 乾燥米飯以外の食料は現地調達するものとする。なお乳児に対してはミルクにより行う。また、食料の調達に関する協定を締結している機関、スーパーマーケット、コンビニエンス・ストア等の協力を求め、主食及び副食の確保に努める。食料品調達協定先は別紙第13のとおりである。
- (2) 市において現地調達できないものは、県に要請するものとする。

4 整備保存すべき帳簿

- (1) 炊き出し受給者名簿（様式第31号）
- (2) 食料品現品給与簿（様式第32号）
- (3) 炊き出し、その他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (4) 炊き出し、その他による食料品給与物品受払簿（様式第33号）及びその証拠書類
- (5) 炊き出し用物品借用簿（様式第34号）

5 栄養指導等

指定避難所における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、指定避難所における被災者の食生活支援・相談及び口腔ケアを行なう。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

市は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない者に対して、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、応急的な保護の措置をとる。

1 対象者

- (1) 災害により、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水以上の被害を受けた者。床上浸水及び非住家の損害については、原則として対象とならない。
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者。ただし、あらかじめ家財等を疎開させており、日常生活に支障をきたさない者については支給しない。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品がないため日常生活を営むことが困難な者。ただし、他からこれを支給されたり、寄贈を受け日常生活に支障をきたさない者については支給しない。

2 給与又は貸与の方法

- (1) 衣料、生活必需品、その他物資の給与は、冬期・夏期それぞれについて、世帯構成員別被害状況に基づいて被害別並びに世帯構成員に応じ、給与又は貸与するものとする。
- (2) 金銭授受は認められない。

3 給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は災害救助法施行細則を適用する。

4 給与又は貸与品目

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器

- (4) 光熱材料
- (5) その他消耗器材（紙おむつ、ストーマ用器具等）
- 5 物資の調達

生活必需品等の供給協力に関する協定を締結している機関をはじめ、他機関（スーパーマーケット等）の協力を求め、生活必需品の確保に努める。

物資の調達協定先は、別紙第13のとおりである。

市自ら調達・供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
- 6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- 7 整備保存すべき帳簿
 - (1) 物資購入（配分）計画表（様式第38号）
 - (2) 物資受払簿（様式第39号）
 - (3) 物資配給及び受領簿（世帯主の受領印を要する。）（様式第40号）
 - (4) 物資購入関係支払証拠書類

第12章 環境汚染防止、災害廃棄物処理及び地域安全対策

第1節 環境汚染防止対策

工場・事業場等の損壊等に伴い、有害物質が漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予測される。また、倒壊建築物等の解体に伴い、粉塵の飛散等による環境汚染の発生が予測される。

1 県（環境局）における措置

(1) 環境汚染事故の把握

県災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県（環境局）が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など、必要に応じ有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じ、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

2 市における措置

市は、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努め、被災状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。

また、被災状況に即した廃棄物の処理を適切に実施する。

第2節 災害廃棄物の処理

災害が発生した場合において、廃棄物、し尿を速やかに処理して清潔を保ち、環境衛生の保全を図るため、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、高浜市災害廃棄物処理計画を基礎として、廃棄物の種類、性状等を勘案して災害廃棄物処理実行計画を策定し、迅速に処理を進めるものとする。

2 処理体制の確立

- (1) 市は、廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬器材、仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。
- (2) 特に、浸水した畳、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。
- (3) 作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行うなど分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあつては、適切なフロン回収を行う。
- (4) ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (5) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 し尿・ゴミの収集・運搬、処分

市は、し尿・ゴミの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあつては、適切なフロン回収を行う。

4 周辺市町村及び県への応援要請

市は、大規模災害が発生し、市のみで廃棄物処理が困難な場合は、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、周辺市町村及び県に応援要請を行う。細部については、高浜市災害廃棄物処理計画を参照すること。

第3節 地域安全対策

災害発生時には、災害現場の混乱、精神の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

1 県警察における措置

- (1) 社会秩序の維持対策
 - ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
 - イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
 - ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
 - エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (2) 広報、相談活動
 - ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、緊急避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。
 - イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。
- (3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。
- (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実

施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 四管本部における措置

四管本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の情勢から見てすでに死亡していると推定される者、すなわち遺体を捜索・収容し、所要の処理や一時保管をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という）する。

遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行うものとする。

第1節 遺体の捜索

1 遺体の捜索

(1) 捜索の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者であって、その者の居住地における災害救助法適用の有無、その者の住家の被害の有無、死因の如何を問わない。

(2) 捜索の方法

市において直接労働者を雇い上げて、警察署・4管本部と緊密に連絡をとりながら捜索を実施する。

(3) 捜索の費用

ア 借上費又は購入費

捜索のため必要な機械器具の借上費で直接捜索作業に使用したものについて、その使用期間の借上費の実費。又は捜索のため必要な機械器具の購入費

イ 修繕費

捜索に使用した機械器具の修繕実費

ウ 燃料費

機械器具を使用するため必要な燃料費

(4) 捜索期間

災害救助法施行細則を適用する。

2 遺体発見時の措置

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る(次節1(2)及び3参照)。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確に記録する。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

3 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定しているため、当該市町村(救助実施市を除く。)が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

5 整備保存すべき帳簿

- (1) 遺体捜索状況記録簿（様式第55号）
- (2) 遺体捜索用機械器具燃料受払簿（様式第56号）
- (3) 遺体捜索用機械器具修繕簿（様式第57号）
- (4) 遺体捜索用関係支出証拠書類

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

遺体安置所の場所は、災害の状況に応じ本部員会議で定める。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官による遺体の検視（調査）とともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合は、遺体の処理の実施又は実施に要する要員及び資機材について、他市町村又は県に対し応援を要求する。

2 県（防災安全局、保健医療局）における措置

(1) 必要物資等の確保

ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市の要請に応じて迅速に調達あっせん等の措置を講じる。

(2) 応援指示

市の実施する遺体の処理について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 検案の依頼

県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。

3 県警察及び四管本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市町村及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

検案のための費用は、環境班によることを原則とし、これにより難いときは当該地域慣行料金の範囲内とする。

5 整備保存すべき帳簿

- (1) 遺体処理台帳（様式第58号）
- (2) 遺体処理費支出関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬

災害の際、死亡した者について、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行なうことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋火葬を実施するものである。

1 埋火葬の対象者

災害の混乱の際死亡した者。災害発生前に死亡した者であって未だ埋火葬の終わっていない者も対象とする。

2 市における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。
- (2) 遺体の搬送
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (3) 埋火葬
火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- (4) 棺、骨つぼ等の支給
棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- (5) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- (6) 応援要求
自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ、さらに必要に応じて県へ、遺体の埋火葬の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

3 県（防災安全局、保健医療局）における措置

- (1) 必要機材等の確保
棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や遺体搬送のための車両等の確保に努め、市町村からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。
- (2) 応援指示
「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

5 整備保存すべき帳簿

- (1) 埋火葬台帳（様式第59号）
- (2) 埋火葬費支出関係証拠書類

第14章 ライフライン施設等の応急対策

電力・ガス・水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないライフラインであり、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合には、これらの供給を円滑に実施するための応急工事その他の緊急措置を各事業者が迅速に実施する。

特に、排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
市は、それぞれの措置状況等の把握及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

第1節 電力施設対策

1 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

- (1) 非常災害対策本部の設置
災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本社等に非常災害対策本部を設置する。
- (2) 情報の収集と伝達
非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。
- (3) 危険防止措置の実施
災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急復旧活動の実施
 - ア 優先的に復旧する設備、施設
 - (ア) 電力会社側
超高压系統に関連する送変電設備
 - (イ) 利用者側
 - a 人命にかかわる病院
 - b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設
 - イ 復旧方法
 - (ア) 変電設備
変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。
 - (イ) 送配電設備
被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。
 - ウ 関係機関との連携
路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。
- (5) 要員、資機材等の確保
 - ア 要員の確保
発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。
 - イ 資機材の確保
発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (6) 広報活動の実施
 - ア 利用者に対する広報
 - (ア) 災害時におけるPR
電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車、テレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。
 - (イ) 臨時電気相談窓口の設置
被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。
 - イ 地域防災機関との協調
地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

- (7) 広域運営による応援
電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。
- (8) 電源車等の配備
大規模停電発生時には、直ちに国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。
また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。
- 2 県（防災安全局、関係局）における措置
県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。
また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。
- 3 市における措置
電気事業者における措置の状況等の把握及び関係機関との情報の共有に努める。

第2節 ガス施設対策

- 1 各ガス会社における措置
 - (1) 災害対策本部の設置
災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。
緊急動員については、各社において災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。
 - (2) 情報の収集
供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。
 - (3) 緊急対応措置の実施
導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。
また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。
 - (4) 応援の要請
被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。
 - (5) 応急復旧活動の実施
供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。
 - ア 需要家の閉栓の確認
 - イ 導管の被害箇所の調査及び修理
 - ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
 - エ 需要家の開栓、試点火
 なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。
また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。
 - (6) 広報活動の実施
ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。
- 2 一般社団法人愛知県L Pガス協会（以下「県LPガス協会」という。）における措置
 - (1) 災害対策本部の設置
災害が発生した場合、速やかに県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。
必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。
 - (2) 情報の収集
県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

また、碧南警察署及び消防局へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

ガス導管に関連する各種工事の実施にあたっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置をとる。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

3 市における措置

市は、被害・復旧等に関する状況の把握及び関連機関等との情報共有に努める。

また、応援を求められた機関は、積極的に協力するものとする。

第3節 上水道施設対策

1 基本方針

災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとる。また、災害により断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、被災施設・設備に対する状況を調査把握し、被害があった場合は応急復旧工事を実施するとともに、供給先の住民等に対し、施設の被災状況及び復旧の見通し等について、広報車等により広報活動を行う。

2 対策

(1) 応急復旧資器材の確保

応急工事の実施困難な場合、応急工事の要員、資器材の確保については地域水道連絡協議会の会長市に応援を求める。

(2) 相互応援協力の確立

応急工事の実施困難な場合、地域水道連絡協議会の会長市に対して応援を求める。

(3) 応急工事

配水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては他の系統の全能力をあげて復旧を図る。又、応急復旧の状況や見通しを最も適切な方法で広報し住民へ周知する。

(4) 飲料水の供給

ア 水道水の停止期間中は給水タンク等により応急給水を行うものとする。

イ 飲料水の供給量は、1人1日当たり約3リットルを標準とする。

3 その他

(1) 水道の工事業者等と緊密な連絡を図り、災害時の緊急体制を整備するものとする。

(2) 仮配管等の必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておくものとする。

(3) 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して、早期に部分給水できるよう配慮する。

第4節 下水道施設対策

市（下水道管理者）は、災害の発生時においては、公共下水道の構造等を勘案して、速やかに、

公共下水道等の巡視及び被害情報の収集を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

細部については、下水道事業業務継続計画及び手順書に準拠して実施するものとする。

1 応急復旧活動の実施

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

2 広報

被害状況、使用制限、工事の予定、復旧状況等について、効果的な広報に努め、住民や関係機関への周知を図る。

3 応援要請等

下水の処理に関して、公益財団法人愛知水と緑の公社衣浦東部浄化センターと緊密な連携を図るとともに、応急復旧について市自ら実施困難な場合は、県知立建設事務所その他の関係機関に対し、応援を要請する。

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 県（防災安全局）、市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

第6節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

1 郵便物の送達の確保

- (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。
- (2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

2 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

県、市及びライフライン事業者等における措置

1 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、国の現地災害対策本部と県災害対策本部の合同会議や国の調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等、沿岸住民の生命、身体及び財産に多大の被害を及ぼすおそれのある災害が発生した場合、事故原因者、事故発生事業所等が責任を負うものであるが、被害の拡大防止を図るため、関係機関においても排出（流出）油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施等の協力・支援を行う。

1 事故原因者等（事故船舶の所有者、船舶管理者、船舶運行者、荷主、保険会社等、関係者から委託を受けた者及びこれらの代理人をいう。）における措置

- (1) 災害発生の通報
四管本部、関係機関及び付近の船舶等に災害の発生について直ちに通報する。
- (2) 排出油等の広がり防止措置

- オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がり防止措置をとる。
- (3) 損傷箇所の修理
損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。
 - (4) 排出油等の処理
浮流油等及び沿岸への漂着油等の回収、油処理剤の散布等による排出油等の処理を行う。
 - (5) 損傷した船舶の残油等の処理
損傷した船舶の残油等の処理その他必要な防止措置をとる。
- 2 事故発生事業所等における措置
- (1) 災害発生の通報
四管本部、所轄消防署又は市町村等関係機関に災害の発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意喚起を行う。必要と認めるときは、付近住民に避難するよう警告する。
 - (2) 自衛消防隊等による消火活動、排出油等防除活動
事業所の自衛消防隊その他の要員により、次のとおり消火活動、排出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求める。なお、消火活動等の実施に当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。
 - ア 大量の油等の排出があった場合
 - (ア) オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がり防止措置をとる。
 - (イ) 損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。
 - (ウ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油等を他の損傷していないタンクに移し替える。
 - (エ) 排出した油等の回収を行う。
 - (オ) 油処理剤の散布等により排出油等の処理を行う。
 - イ 危険物の排出があった場合
 - (ア) 損傷箇所の修理を行う。
 - (イ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油等を他の損傷していないタンクに移し替える。
 - (ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
 - (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
 - (オ) 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。
 - (カ) 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。
 - (キ) 消火準備を行う。
 - ウ 海上火災が発生した場合
 - (ア) 放水、消火薬剤の散布を行う。
 - (イ) 付近にある可燃物を除去する。
 - (ウ) 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
 - (エ) 火点の制御を実施する。
 - (オ) 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。
 - (カ) 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。
 - (3) 消防機関の受け入れ
事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
また、関係機関の指揮に従い積極的に排出油等防除活動を実施する。
- 3 四管本部における措置
- (1) 災害発生の伝達及び状況把握
海上災害の発生を覚知したときは、伝達系統に基づき伝達し、巡視船艇及び航空機等によりその状況の把握に努める。
 - (2) 連絡調整本部の設置
海上に油等の危険物等が大量に排出された場合において、国に警戒本部が設置された場合は、原則として四管本部に連絡調整本部を設置する。

- (3) 海上における捜索及び救助・救急活動
巡視船艇及び航空機等により、海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じて県・市町村等の活動を支援する。
また、市町村及び県警察と緊密に連携して、海上漂流者等の救出を行う。
 - (4) 人員・物資の緊急輸送
人員・物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。
また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。
 - (5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動
船舶火災及び海上火災が発生した場合は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。
また、必要に応じ、船体その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限する。
 - (6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動
危険物等が大量に海上に排出した場合、原因者の対応が不十分なときは、巡視船艇等により急激的な防除活動を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じ、また、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。
また、緊急に排出特定油等の防除措置を講ずる必要がある場合において、必要に応じて、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示する。
 - (7) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等
船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、航行警報等により船舶に周知し、航行の制限、禁止及び移動等を命じ、付近海域における火気の使用を制限若しくは禁止する等の措置を講じる。
 - (8) 災害海域の巡視警戒
海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種犯罪の事態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。
 - (9) 関係機関に対する応援要請
関係機関に対し応援を要求するとともに、必要に応じて、四管本部が自衛隊に対して災害派遣要請を行う。
- 4 県警察における措置
- (1) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機、警察用船舶等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
 - (2) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
 - (3) 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動
危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動を実施する。
 - (4) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
 - (5) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
 - (6) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。
- 5 中部地方整備局における措置
油等回収船を出動させ、排出油等の除去活動を実施する。
- 6 県（農業水産局、建設局、防災安全局）における措置
- (1) 情報の収集及び市町村等関係機関への連絡
防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、排出油等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市町村等関係機関に連絡する。
 - (2) 漂着油等の防除活動への協力

港湾管理者及び沿岸市町村等の行う漂着油等の防除活動に積極的な協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。また、沖合の排出油等についても四管本部と緊密な連携をとり、防除活動を実施する。

- (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により、防災ヘリコプターを活用する。
 - (4) 伊勢湾排出油等防除協議会の総合調整本部等との連携

防除活動の実施に際し、伊勢湾排出油等防除協議会（四管本部が事務局）に総合調整本部が設置された場合や、衣浦港排出油等防除協議会に調整本部が設置された場合は、同総合調整本部等と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図る。
 - (5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図る。
また、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。
 - (6) 必要資機材確保等の応援要求への対応

四管本部又は、市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求があった場合は、積極的に応援するとともに、その他陸上の火災における場合に準じて必要な措置をとる。
四管本部、市町村、漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要求があった場合は、県保有の資機材を輸送するとともに、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあっせんする。資機材の備蓄及び調達先は、県地域防災計画附属資料に掲げるとおりである。
 - (7) 他の県等に対する応援要請

災害の規模が大規模で、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。
 - (8) ボランティアの受入れ

通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、ボランティアの受入れ等を実施する（第6章「応援協力・派遣要請」参照）。
- 7 沿岸市における措置
- (1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸住民、事業者等に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
 - (2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油等の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油等を巡視、警戒する。
 - (3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。
 - (4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、四管本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。
なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。
 - (5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必

要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

8 港湾管理者における措置

衣浦港務所は、衣浦港（湾）に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

9 海上災害防止センターの措置

(1) 海上保安庁長官の指示に基づく防除活動

大量の油等が海上に排出され、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を実施する。

(2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づく防除活動及び消火・延焼防止活動

事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づき、海上に排出した燃料油や積み荷の油等又は各種の有害液体物質の防除並びに船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施する。

10 応援協力関係

(1) 四管本部は、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、海上防災活動が実施可能である市町村及び港湾管理者等へ応援を要求する。

(2) 市は、高浜市の勢力をもってしては、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。

(3) 四管本部、中部地方整備局及び市は、排出油等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。

(4) 四管本部又は県は、排出油等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。

(5) 地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

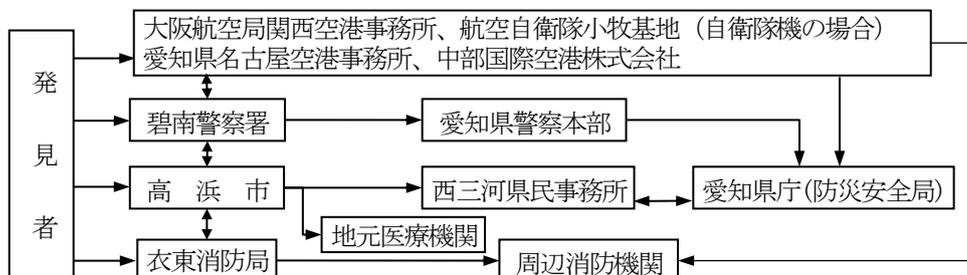
(6) 救助・救急活動、遺体の処理等の応援協力関係については、第5章「救出・救助」、第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」及び第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(7) その他の防災関係機関及び関係企業は、四管本部、市町村、又は県からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第16章 航空災害対策

市内又は近傍における航空機の墜落炎上等による災害から地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 情報の伝達系統（抜粋）



2 市における措置

(1) 航空機事故発生時の通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、前項により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

名古屋空港事務所又は中部国際空港株式会社と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し住民等の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、

警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

- (3) 救助及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・消火活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関で医療班を組織し、現地に派遣し応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」のとおり。
- (5) 食料・飲料水等の提供
必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (6) 資機材の確保
応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 他の市町村に対する応援要請
災害の規模が大きく、高浜市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、消防局は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (8) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求、資機材確保の応援要請等
さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資器材の確保について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 県警察における措置

- (1) 航空機事故発生の通報
航空機事故発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、第1項「伝達系統」により関係機関に通知するとともに、大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。
- (2) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (4) 遺体の収容、搜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等を実施する。
- (5) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

第17章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突、脱線、火災等による多数の死傷者等の発生などの鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）が発生した場合、救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。

1 鉄道事業者における措置

- (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡
大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町村、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。
- (2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難
大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止

及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

- (3) 救助・救急活動及び消防活動
大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第5章「救出・救助」参照）。
- (4) 代替交通手段の確保
大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道施設の応急措置
鉄道施設の応急措置を実施する。
- (6) 他の鉄道事業者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

- (1) 県への連絡
鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関で医療班を組織し、現地に派遣し応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」のとおり。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請
災害の規模が大きく、高浜市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、消防局は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

3 県（防災安全局、保健医療局）における措置

- (1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡
大規模鉄道災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。
- (2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等
地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動
救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。

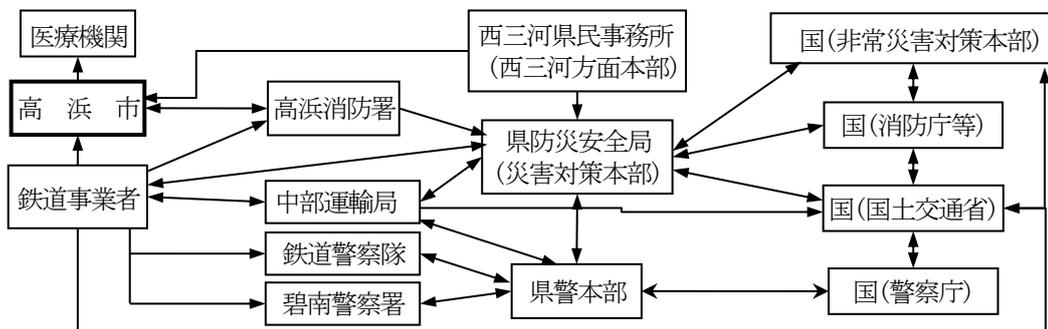
- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、鉄道事業者、市町村等の関係機関と連絡調整を図るものとする。
- (5) 自衛隊に対する災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (6) 他の県等に対する応援要請
大規模鉄道災害が発生した場合、本県及び県内市町村では十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。
- (7) 医療救護班の派遣
大規模鉄道災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

4 県警察における措置

- (1) 県への通報
大規模鉄道災害の発生を知ったときは、県に通報する。
- (2) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (3) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (5) 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置
捜索・救出救助活動等に当たっては、鉄道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を行う。
- (6) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (8) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 情報の伝達系統（抜粋）

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



6 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた時は、積極的に協力する。

第18章 道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害(以下「大

規模道路災害」という。)が発生した場合は、救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

1 道路管理者（県（建設局）、市）における措置

- (1) パトロールカーによる巡視並びに国土交通省及び愛知県への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、車両による巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び愛知県に連絡する。
- (2) 交通規制
大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第8章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 初期の救助及び消防活動への協力
県、市町村等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
危険物の流出が認められたときには、関係機関と協力して直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 他の道路管理者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 地元市における措置

- (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、車両による巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令
必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の安置、捜索、処理活動等は、第13章「遺体の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村等に対する応援要請
高浜市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求、資機材確保の応援要請等
被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 県（建設局、防災安全局、保健医療局）における措置

- (1) 情報収集及び消防庁、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 道路情報の把握及び関係機関との情報交換

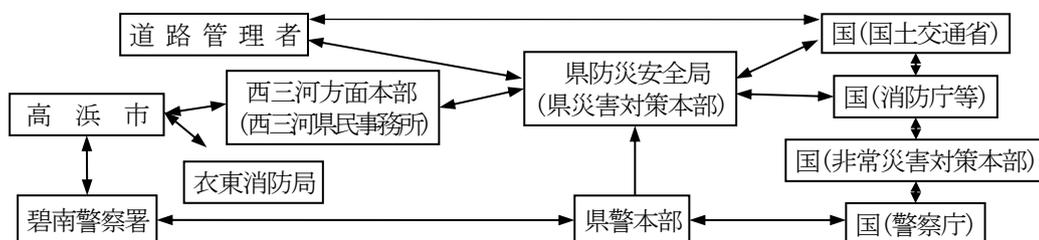
被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトローカーや協定業者による巡視等の実施、道路情報システム等の活用により、道路情報の把握に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。

- (3) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等
地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動
救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。
- (5) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。
- (7) 他の県等に対する応援要請
大規模道路災害が発生した場合、県及び県内市町村では十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。
- (8) 医療救護班の派遣
大規模道路災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する（第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」）。

4 県警察における措置

- (1) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (2) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。
- (4) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 情報の伝達系統



6 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

- (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置
施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (2) 災害発生に係る消防署等への通報
衣東消防局、市長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、四管本部（電話番号118）にも通報するものとする。
- (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動
自衛消防隊その他の要員により初期消火活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (4) 消防機関の受け入れ
消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 市における措置

- (1) 県への通報
災害発生について、県へ直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防隊の出動による救助及び消火活動
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (5) 他市町村に対する応援要請
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
なお、広域的な消防部隊の応援を行う必要が生じた場合、市は「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求
さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資器材の確保等について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- (7) 災害対策本部の設置
必要に応じて災対本部を設置し、関係機関等との連絡調整を図る。

3 県警察における措置

- (1) 県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (4) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (6) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (8) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 県（防災安全局、保健医療局）における措置

- (1) 市町村の実施する消火活動等の指示
地元市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。
- (2) 自衛隊の災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (3) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図る。
- (4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等
地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、県警察、県及び市は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 危険物等積載船舶

1 危険物等輸送機関における措置

第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、四管本部（電話番号118）へ災害発生について直ちに通報する。

2 四管本部における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について直ちに通報する。
- (2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示
輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災

発生時には消防活動を行う。

- 3 県警察、県（防災安全局、保健医療局）及び市における措置
必要に応じ、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第20章 高圧ガス災害対策

高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

第1節 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者における措置
 - (1) ガスの安全な場所への移動等安全措施
製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措施をとる。
 - (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報
市長又は衣東消防局の指定する場所へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、四管本部（電話番号118）にも通報するものとする。
- 2 市における措置
第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。
- 3 県警察における措置
第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。
- 4 県（防災安全局）における措置
 - (1) 製造業者等に対する高圧ガス製造施設、貯蔵所の使用停止命令
製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
 - (2) 高圧ガス容器の所有者等に対する廃棄又は所在場所の変更命令
高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
 - (3) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等
第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。
 - (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。
- 5 中部近畿産業保安監督部における措置
経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。
- 6 応援協力関係
その他の防災機関及び特定事業所等は、市町村又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

- 1 高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災安全局）及び市における措置
高圧ガス輸送業者、県警察、県及び市は、それぞれ第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。
- 2 中部近畿産業保安監督部における措置
経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

第21章 火薬類災害対策

火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

第1節 火薬類関係施設

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合は水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市長又は衣東消防局の指定する場所へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、四管本部（電話番号118）にも通報するものとする。

2 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ、災害発生について直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 県警察における措置

(1) 県への通報

県へ、災害発生について直ちに通報する。

(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止のための措置等

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

- (7) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (8) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 県（防災安全局）における措置

- (1) 製造業者等に対する製造施設、火薬庫の使用停止命令
製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (2) 火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄命令
火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
- (3) 県警察への通報
(1)、(2)の措置を講じたときは、直ちにその旨、県警察（公安委員会）へ通報する。
- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図る。

5 中部近畿産業保安監督部における措置

製造業者（大臣権限にかかるもの。）に対して、経済産業大臣が、製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置を講ずる。

6 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 火薬類積載車両

1 火薬類輸送機関の措置

第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報する。

2 県警察における措置

第1節「火薬類関係施設」2に準じた措置を講ずるほか、自動車について災害が発生した場合は、同節3(1)、(2)に準じた措置を講ずる。

3 中部運輸局における措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を講ずる。

4 市における措置

第1節「火薬類関係施設」5に準じた措置を講ずる。

第22章 大規模な火事災害対策

1 基本方針

大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防止し、被害の局限を図る。

なお、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第20章「高圧ガス災害対策」及び第21章「火薬類災害対策」の内容についても留意するものとする。

2 地元市及び消防機関における措置

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難の指示等については、第3章「避難にかかわる諸活動」により実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

- (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
地元市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
- (8) 救護所、避難所、遺体安置所等
必要に応じ、救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」により実施する。
- (9) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (10) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

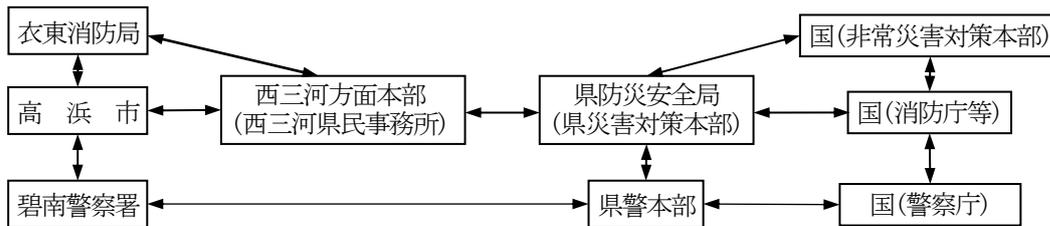
3 県警察における措置

- (1) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (2) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (4) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等を実施する。
- (5) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 県（防災安全局、保健医療局）における措置

- (1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡
大規模な火事災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。
- (2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等
地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動
救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。

- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図る。
 - (5) 自衛隊に対する災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。
 - (6) 他の県等に対する応援要請
大規模な火事災害が発生し、本県及び県内市町村では十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。
 - (7) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請
大規模な火事災害の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。
 - (8) 医療救護班の派遣
大規模な火事災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する（第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。
- 5 四管本部における措置
人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。
- 6 情報の伝達系統
大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおり。



- 7 応援協力関係
- (1) 市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
 - (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第23章 住宅対策

第1節 被災宅地の応急危険度判定

1 方針

降雨等により、多くの宅地が被害を受け、さらに被災した宅地により二次災害の発生のおそれがある場合、被災した宅地の安全性の判断は、専門的知識を持たない者には困難である。そこで、必要に応じて県からの支援を受けつつ、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

2 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災対本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等を確保し、被災宅地危険度判定活動を実施する。この際、必要に応じて判定士、資機材等の応援を県及び近隣市町村に要請する。

3 県（建築局）における措置

- (1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置
実施要綱等に基づき、市の被災宅地危険度判定の実施とともに応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
支援本部は、市判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。
- (2) 被災宅地危険度判定活動の支援
支援本部は、被害の状況から、必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去、被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 県（防災安全局、建設部）における措置

県は、災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について、状況把握を行う。

また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

2 相談窓口の開設

入居相談窓口は、被災地域の状況により適宜開設する。

3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては、被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

4 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

5 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県及び国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

応急仮設住宅の設置及び管理運営は、災害救助法が適用された場合は県知事が行うが、災害救助法が適用されない場合は市長が行う。

災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び運営については、次のとおりである。

1 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に災害時の状況に応じて選定し、県に報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、選定に当たっては、二次災害の防止に充分配慮する。

3 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

(1) 建物の規模及び費用

ア 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

イ 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とする。

(2) 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市町村（救助実施市を除く。）の長が当該事務を行うことができる。

4 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

5 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

(1) 入居対象者

災害により被災し、次のすべてに該当する者とする。申込みは入居申請書（様式第26号）によるものとする。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が行う救助の補助として委託された当該市が行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

(3) 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反

映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(4) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

6 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳（様式第28号）
- (2) 応急仮設住宅敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

7 その他の細部は、災害救助法施行細則によるほか、「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を参考資料とする。

第5節 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊（焼）し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に補修することにより、避難所等から自宅に戻っての居住を促し、罹災者を保護する。

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

また、災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

災害救助法に基づく住宅の応急修理については、次のとおりである。

1 市における措置

(1) 実施事項

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ、県への各種情報提供等を行う。

(2) 申請書の様式

応急修理を希望する者は、災害救助法による住宅応急修理申請書（様式第29号）を市長に提出するものとする。

2 県（防災安全局・建築局）及び救助実施市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行う。）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

- (イ) 修理の範囲
居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- (ロ) 修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
- (ハ) 修理の期間
災害が発生してから3か月以内（災対法に規定される災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。
ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
- (ニ) 修理の方法
住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

3 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 住宅応急修理記録簿（様式第30号）
- (2) 住宅応急修理のための契約書、仕様書等
- (3) 住宅応急修理に要した費用の支払証拠書類

4 災害救助法が適用されない場合における応急修理の戸数

市内の半壊（焼）戸数の3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低くかつ補修必要度の高いものから順次選ぶものとし、特に厳密に行わなければならない。

- (例) ・ 生活保護法の要保護者
- ・ 特定の資産のない失業者
 - ・ 特定の資産のない未亡人、母子世帯
 - ・ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
 - ・ 特定の資産のない勤労者
 - ・ 特定の資産のない小企業者
 - ・ 前各号に準ずる経済的弱者等

第6節 障害物の除去

災害により、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運びこまれた場合において、自らの資力でそれを除去することができない者に対して必要最少限度の日常生活が可能ならしめるよう、障害物の除去の措置をとる。

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

1 障害物除去の対象住居

災害によって土石、竹木等の障害物が、居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれ、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

2 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

3 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

4 除去の方法

直接又は建築業者、土木業者に請負わせて障害を取除くことにより、必要最少限度の日常生活が営める状態にする。これは応急的な除去であって原状回復ではない。

5 費用の限度

災害救助法施行細則に定められる範囲とする。

6 除去の実施期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

7 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所は住民の日常生活に支障のない場所を選定する。

8 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ、障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材について、応援を要求する。

9 整理保存すべき帳簿

- (1) 障害物除去の状況記録簿（様式第60号）
- (2) 障害物除去費支出関係証拠書類

第7節 空家等に対する安全確保のための必要最小限の措置

災対法第64条第2項の規定に基づき、市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

また、国交省・総務省・内閣府「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について（周知）」（令和2年12月25日）によれば、発災時等に外壁等の飛散のおそれのある部分の撤去又は修繕等の措置、積雪に伴い応急措置の支障となる空家等又はその一部の除却等の措置についても、災対法第62条第1項の応急措置又は同法第64条第2項の必要な措置に該当する場合がある。

第24章 学校における対策

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 気象警報等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるものとする。

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園及び学校（以下「学校」という。）にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 市立学校
市教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統（第3章参照）により行う。
- (2) 県立学校
県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。
- (3) 私立学校
各学校設置者（管理者）は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

- (1) 市立学校
災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。
- (2) 県立学校
学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。
- (3) 私立学校
学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校があらかじめ定めた基準により、

各学校の設置者（管理者）が行うものとする。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、各学校等であらかじめ定めた計画により事態に即応して避難するものとする。市から避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力するものとする。

第2節 教育施設・教職員等の確保及び応急な教育の実施

1 応急な教育施設・教職員の確保及び応急な教育の実施

市教育委員会及び私立学校設置者は、教育施設の被災もしくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置をとる。

(1) 実施責任者

教育施設及び教職員の確保については、次の者が実施する。

ア 市教育委員会

イ 県教育委員会

(2) 応急教育の方法

ア 校舎の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置をとる。

ウ 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、近隣の校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(3) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

(4) 奨学に関する措置

公立学校にあっては、保護者の申請によりその被害の程度に応じて費用の支払の延長、減額又は免除等の必要な措置をとる。

2 学校給食設備の応急修理

(1) 給食施設設備の整備

学校の給食施設設備は、応急給食のほか、災害時には非常炊き出しにも使用されるので、被害のあった時は速やかに修理する。

(2) 給食用の物資の確保

学校における給食施設の損壊により、給食が実施できないときは、最寄りのパン委託工場及び委託乳業者の工場に対し、必要量の供給を依頼する。

3 応急な教育活動に関する広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒、保護者等及び家庭等への周知を図る。

第3節 教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時混乱により、

資力の有無にかかわらずこれらの学用品を直ちに入手することのできない状態にある市立学校の児童・生徒に対して、必要最少限度の学用品を給与する。災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

1 対象者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により被害を受けた市立学校の児童・生徒で、学用品を滅失又はき損し、入手することのできない者。

2 給与の方法

給与の対象となる児童生徒の数について、罹災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握するものとする。教科書にあっては学年別、学科別、発行所別に調査集計し、必要な冊数等を「事故発生等の報告について」（平成22年3月26日21教総第947号）別紙様式6により、速やか（7日以内）に県教育委員会に報告し、調達・配分するものとする。

3 学用品の給与品目

次の3品目の範囲内に限られる。ただし、通学用品及び文房具の中には例示品目以外のものもあり、罹災状況、程度等実情に応じて変更しても差し支えない。また、教科書以外の教材については、原則として教育委員会に届出又は承認を受けて利用している事実をあらかじめ確認するものとする。

- (1) 教科書、教材
- (2) 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- (3) 通学用品（運動靴、傘、カバン、ゴム靴等）

4 費用及び期間

災害救助法施行細則で定められた枠内とする。

5 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、教科書・学用品等の給与の実施調達について応援を求める。

6 整理保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 学用品購入（配分）計画表（様式第53号）
- (2) 学用品交付簿（親権者の受領印を徴すること。）（様式第54号）
- (3) 学用品出納に関する受払簿
- (4) 学用品購入関係支払証拠書類

第25章 事業所等における放射性物質災害への応急対策

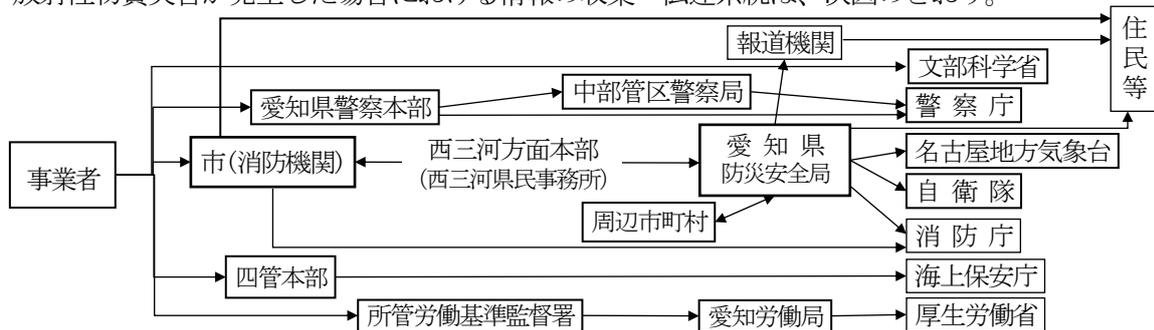
放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。

地震、風水害等の大規模災害に伴って放射性物質災害が発生した場合は、停電等によって情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、風水害等への応急対策も踏まえつつ対処するものとする。具体的には、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 1 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報・届出
事業者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、直ちに所轄労働基準監督署、碧南警察署、四管本部、市、衣東消防局等へ通報するものとするほか、遅滞なく文部科学省へ届出を行うものとする。
- 2 事故等の発生に係る県への通報
市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、事故等の発生について、県へ直ちに通報する。
- 3 事故等の発生に係る消防庁等への通報
県は、県警察又は四管本部から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに周辺市町村及び国（消防庁）へ通報するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図る。
- 4 情報の伝達系統
放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次図のとおり。



第2節 放射線障害の発生又は拡大防止措置

事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

第3節 警戒区域の設定及び住民等の立入制限、避難誘導等の措置

- 1 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置
市は、事業者に対し災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- 2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
県警察は、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

第4節 消防活動（消火・救助・救急）

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

また、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しについて、県を通じて斡旋を受ける。

第5節 広報活動

市及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行う。

また、県は、必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第6節 医療関係活動

- 1 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設に、あらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- 2 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第26章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

核燃料物質等の輸送中に事故が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられるが、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、応急の対策をとる。

地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、風水害等への応急対策も踏まえつつ対処するものとする。具体的には、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

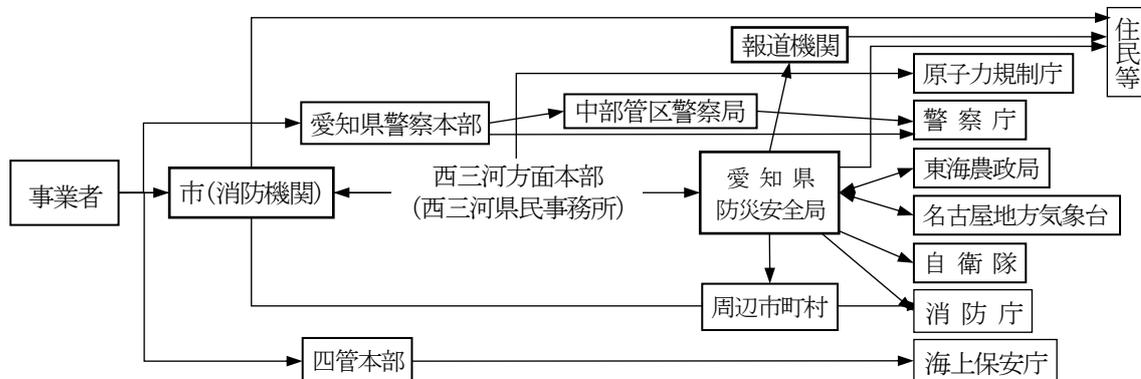
1 事故の発生に係る通報等

事業者は、核燃料物質等の輸送中に事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制庁に直ちに通報し、市町村（消防機関）、県、県警察、四管本部に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市町村、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。

消防機関は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

2 農業への影響に関する情報等の収集・連絡

東海農政局は、農業への影響に関する情報等の収集を行うとともに、県、関係機関に連絡する。



第2節 放射線の測定、汚染の防止等

1 事業者は、放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

2 県及び市は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第3節 原子力災害合同対策協議会への出席

県及び市は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

第4節 住民等に対する屋内退避、避難の指示

1 避難の指示

市長は、必要に応じて避難の指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難の指示を速やかに実施する。

2 広報活動等による避難等の支援

県及び市は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等が放射線の影響を受けないように、住民等の屋内退避、避難の指示が速やかになされるよう、広報活動等に

より支援する。

3 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

4 現場海域への入域制限及び人命救助等

四管本部は、事業者と協力して、現場海域への入域制限、人命救助等の措置を実施する。

第5節 住民等に対する的確な情報伝達

1 住民等への情報伝達活動

県、市及び県警察は、連携して住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。

また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

3 周辺海域の在泊船等に対する情報の周知

四管本部は、周辺海域の在泊船、沿岸地域の住民等に対して、県、市及び関係機関と連携して情報提供を行う。

第6節 医療関係活動

1 県及び市は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

2 県及び市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第7節 消防活動（消火・救助・救急）

市（消防機関）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

第27章 県外の原子力発電所等における異常対策

愛知県と中部電力、関西電力、日本原電及び原子力機構（以下「4原子力事業者」という。）との各合意内容に該当する異常が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市及び防災関係機関は、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、風水害等への応急対策も踏まえつつ対処するものとする。具体的には、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

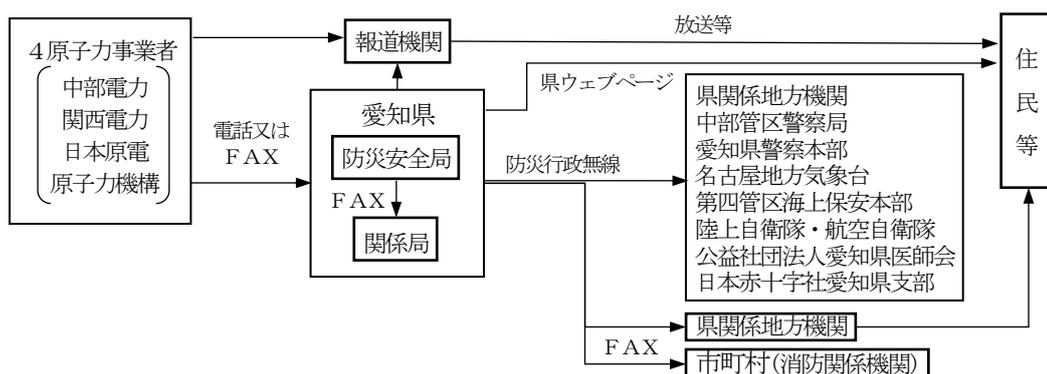
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 1 県、市、防災関係機関への情報伝達・報告
 - 4 原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告する。
- 2 国、所在県及び隣接県との連携

県は、国、所在県及び隣接県と連携し、必要に応じて所在県に職員を派遣するなど情報収集を実施し、事故の状況、その他県への影響を把握し、効率的、効果的に応急対策が行えるよう努める。特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にする。

また、県が収集した情報は、必要に応じて随時、市、防災関係機関へ連絡される。
- 3 高浜市の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、高浜市の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市町村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市町村が行う応急対策について協議する。
- 4 情報の伝達系統
 - 4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおり。



第2節 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- 1 県及び市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。
 - (1) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
 - (2) 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動
 - (3) 消防署の広報車等による広報活動
 - (4) 市の防災行政無線や広報車等による広報活動
 - (5) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
 - (6) インターネット、Webサイト等の活用による情報提供
- 2 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。
 - (1) 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
 - (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
 - (3) 退避・避難のための立退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
 - (4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めると

ともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

- 3 県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。
- 4 県は、県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

- (1) 県は、国及び原子力事業者等からオフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリング結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡するとともに、住民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに住民等に情報提供する。

- (2) 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、住民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意する。

2 海上における環境放射線モニタリング

四管本部は、海上におけるモニタリングに関し、県知事からの要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員された国、県、市町村等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行う。

第4編 災害復旧・復興段階

第1章 復興体制

第1節 基本方針

- 1 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 2 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 3 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 4 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第2節 復興計画等の策定

- 1 県（政策企画局）における措置
 - (1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律(平成25 年法律第55 号。以下「復興法」という。)」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針を定めることとなる。
 - (2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。
- 2 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域が高浜市内にある場合、市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

- 1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- 2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- 3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等の災害復旧

第1節 公共施設災害復旧事業

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

なお、公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

- 1 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の主なものは次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症法
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

3 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は、以下のとおりとする。

1 県（防災安全局、関係局）における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。

関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

(2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担

金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。

2 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - セ たん水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
 - エ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - オ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び補助
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 市及び県における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除
復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。
- (2) 公の施設からの暴力団排除
被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

2 県警察における措置

- (1) 暴力団等の動向把握
災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。
- (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除
暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。
- (3) 暴力団排除に関する広報活動等
暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。

第3章 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者の生活再建を支援するため、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

また、被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 県（防災安全局）における措置

(1) 市町村の支援

県は、災害による住家等の被害程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、県は、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣する。

4 様式等

- (1) 災害が発生したときは、罹災状況調査票（様式第22号）により罹災状況を調査のうえ、遅滞なく罹災台帳（様式第23号）を整備するものとする。
- (2) 罹災証明書の発行については、被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮罹災証明書（様式第24号）を発行するものとする。

- (3) 罹災者の被害状況の調査確認を終ったときは、仮罹災証明書を発行したものについては、罹災証明書（様式第25号）に切り替え発行するものとする。
- (4) 罹災者の被害状況の調査確認ができる場合は、仮罹災証明書の発行は必要としないものとする。
- (5) 罹災証明書の発行は1回とし、必要に応じて写しと奥書証印のうえ交付するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。この際、必要に応じ、被災者に関する情報提供を県に要請する。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

2 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

ア 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 高浜市被災者生活再建支援金支給要綱に基づく「高浜市被災者生活再建支援金支給申請書」を受け付け、審査等を経て支援金を支給する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために、一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2/3、県1/3）

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画を立て、被災者へ義援金を支給する。

ア 義援金品の募集・受付

(ア) 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により、募集期間を定めて市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集する。

(イ) 市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援金品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう徹底に努める。

イ 義援金品の配分

日本赤十字社愛知県支部から寄託された義援金品（原則として義援金のみ）及び市の窓口において寄託された義援金品については、福祉班を主管として義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画を立てて実施する。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し住民の生活安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うとともに、地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人県センター）における措置

被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復

興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

第4節 住宅等の対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 県（建設局）における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で、市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設する。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

市が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市町村へ情報提供を行う。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行う。

3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第4章 商工業・農林水産業の再建支援

被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策を参照すること。

2 県（農業水産局、農林基盤局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5章 放射性物質及び原子力災害事後対策

防災関係機関は、原災法第27条に規定する原子力災害事後対策として、放射性物質取扱業務関係者及び各機関と相互に協力し、次の対策を実施するものとする。

- 1 放射性物質取扱業務関係者は、各機関と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物質を除染するものとする。
- 2 市は、原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。
- 3 市は、緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。なお、必要な場合には、原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

- 4 市は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難等の措置をとった住民が災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所においてとった措置等を記録するものとする。
- 5 市及び防災関係機関は、各種証拠及び資料として活用するため、各種の対策措置状況等を記録するものとする。